

消防の動き



2017
8
No.556

- 「防災行政無線等の戸別受信機の普及促進に関する研究会」報告の概要
- 消防本部におけるハラスメント等への対応策に関するワーキンググループの検討結果について
- 町村長を対象とした全国防災・危機管理トップセミナー



FDMA
住民とともに

消防庁
Fire and Disaster Management Agency



目次

CONTENTS

特報1

「防災行政無線等の戸別受信機の普及促進に関する研究会」報告の概要…………… 4

特報2

消防本部におけるハラスメント等への対応策に関するワーキンググループの検討結果について…………… 6

特報3

町村長を対象とした全国防災・危機管理トップセミナー…………… 8

平成29年8月号 No.556

巻頭言

広域化一年を振り返って（静岡市消防局長 青山 雅行）

Report

熱中症による救急搬送の状況……………	10
危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令の一部を改正する省令の概要……………	13
平成28年中の石油コンビナート等特別防災区域内の特定事業所において発生した事故の概要……………	14

Topics

高市総務大臣及び消防庁長官の被災地（福岡県、大分県）視察……………	19
救急安心センター事業（#7119）普及促進アドバイザー制度の創設について……………	20
安全功労者内閣総理大臣表彰式 安全功労者・消防功労者総務大臣表彰式 人命救助内閣総理大臣感謝状授与式……………	22
平成29年度における消防防災施設整備費補助金及び緊急消防援助隊設備整備費補助金の交付決定の状況……………	24
平成29年度救急業務のあり方に関する検討会の開催……………	26

緊急消防援助隊情報

総務省消防庁無償使用車両「津波・大規模風水害対策車」の運用開始について……………	27
--	----

先進事例紹介

若い力を活用！大学連携による消防力強化の取組（埼玉県 坂戸市消防団）……………	29
---	----

わたしじつは消防吏員

フェアプレーとチーム力（神奈川県 川崎市消防局 菊池 信也）……………	32
「物事の捉え方」（大阪府 貝塚市消防本部 伐栗 勝彦）……………	33

消防通信～望楼

花巻市消防団（岩手県）／守口市門真市消防組合消防本部（大阪府） 新居浜市消防本部（愛媛県）／山鹿市消防本部・山鹿植木地区危険物安全協会（熊本県）……………	34
--	----

消防大学校だより

危機管理・防災教育科 自主防災組織育成コース（第13回）……………	35
危機管理・防災教育科 危機管理・国民保護コース（第7回）……………	36

報道発表

最近の報道発表（平成29年6月24日～平成29年7月23日）……………	37
-------------------------------------	----

通知等

最近の通知（平成29年6月24日～平成29年7月23日）……………	38
広報テーマ（8月・9月）……………	38

お知らせ

9月1日は防災の日 みんなで防災訓練へ！……………	39
危険物施設等における事故防止について……………	40
電気器具の安全な取扱い……………	41
第65回全国消防技術者会議の開催について……………	42



広域化一年を振り返って



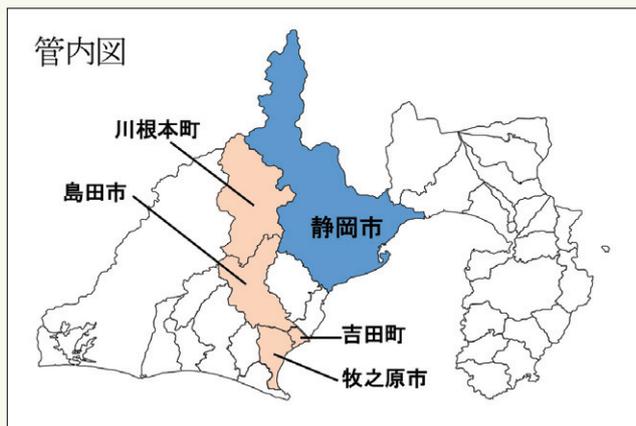
静岡市消防局長 青山 雅行

平成28年4月1日、静岡市消防局は、島田市、牧之原市、吉田町及び川根本町の2市2町から消防事務（消防団事務及び消防水利設置、維持、管理事務は除く。）の委託を受け広域化の運用を開始し、管轄人口約90万人、職員数1,039名（条例定数）の体制となりました。広域化スタートから一年が経過し、実績として各分野でその効果が発揮されてきているところですが、今後の課題も明らかになってまいりました。

まず、広域化の効果ですが、災害出動については、従前の管轄区域に関係なく災害現場に最も近い消防隊等が出動することによる到着時間の短縮事案が317件（平成28年度の実績値、以下同じ）、部隊を増強して出動することでの初動体制の充実・強化事案が169件、航空隊、水難救助隊、山岳救助隊等の特殊部隊の出動事案が12件、管轄隊の出動に伴い、他の災害に備えるための部隊移動配備事案が13件、その他として従前の管轄区域を越えた柔軟な出動事案が414件ありました。次に、消防署体制の強化としては、本部統合により38名を消防署等へ配置し現場要員の拡充を図り、隊員の専任化（兼務の解消）、指揮隊及び救急隊の新設、一部の本部で実施していた週休や非番の職員参集の廃止、消防車両の柔軟な運用での非常用車両の使用による継続的な運用の確保、立入検査の計画的実施、人材育成及び研修体制の充実が挙げられます。また、大規模災害対策としては、各種合同訓練を24件実施（山岳救助訓練・水難救助訓練・林野火災対応訓練・救急大事故訓練・富士山静岡空港航空機事故対応訓練等）し、対応力の強化を図ってまいりました。このように広域消防体制の効果が顕著、かつ、着実に表れてきております。

続いて、今後の課題ですが、1点目としては、大雨や地震などにより各市町に災害対策本部が設置された場合の当局との連携です。このことについては、広域化前に十分に事前確認されているところですが、実際に災害対策本部が設置されるような事案が発生していませんので、今後、大規模災害が発生した場合のスムーズな対応が挙げられます。2点目としては、広域化の運用開始の時点で実施していなかった事業を新規に始めようとする際、2市2町の経費負担を含めた理解が必要となり、目指すべき消防力の整備水準を各市町で共有することが容易ではないこと、更に2市2町の部局には、消防の専門職がない状況になっているため、当局がどのように関わっていくのが課題となっております。その他として、現在のところ大勢には影響ありませんが、細かい部分での不具合や職員が感じている戸惑いを払拭することも課題として捉え、これら課題解決に臨んでいるところです。

広域化二年目となる本年度は、正に「広域化の成否が問われる正念場」であると捉え、引き続き当局の総力を挙げて「常に変化に対応し、住民の期待に応える消防」を目指し、より一層の消防サービスの提供に取り組んでまいります。



「防災行政無線等の戸別受信機の普及促進に関する研究会」報告の概要

防災情報室

1 検討の背景

(1) 情報難民ゼロプロジェクト

高齢化社会の進展により、総人口に占める65歳以上の人口の割合は27.3%で過去最高となっている。また、政府は、2020年に訪日外国人旅行者を4,000万人とする目標を掲げるとともに、在日外国人が217万人を超えている状況となっている。

そのような状況を踏まえ、総務省では、市区町村の災害時における情報伝達の取組を後押しするため、高齢者や外国人の方々に、必要な情報を確実に届けられるようにするための情報伝達の実環境整備を図る「情報難民ゼロプロジェクト」を推進している。

(2) 防災行政無線等の戸別受信機に係る現状等

平成28年3月末現在で約8割（1428団体/1741団体）の市町村で市町村防災行政無線（同報系）を整備しているが、中でも住戸内の戸別受信機は、大雨等の屋外スピーカーからの音声が届き取りづらい場合に、極めて有効な手段となっている。

例えば、平成27年常総市水害に係る住民ヒアリングでは、避難指示等の入手手段として屋外スピーカーと回答した住民が半数を占めたが、音声が届き取りづらかったとの意見も一定数あった。また、平成28年糸魚川大規模火災では、延焼範囲内の世帯に戸別受信機が整備されており、火災発生の実況が迅速に伝達された。

戸別受信機は、地域の実情に応じて整備されており、平成28年3月末現在で全戸配布が31%（436団体/1428団体）、一部配布が54%（776団体/1428団体）となっているところであるが、高齢者の方々など災害弱者の方々に、より細かく防災情報を行き渡らせることができるよう、防災行政無線等の戸別受信機の普及促進策の検討が必要となっている。

2 研究会における自治体、メーカーヒアリングの結果（主な意見）

(1) 戸別受信機のメリット

- ・ 天候に左右されず屋内で防災行政無線の情報を受けられる。
- ・ 停電時であっても、電波が受信できれば乾電池を

用いて情報を受けられる。

(2) 戸別受信機の課題

- ・ 1台あたりの価格が高価である。
- ・ 電波の受信環境によっては、屋外アンテナの設置が必要である。
- ・ 町内会長の変更等により毎年度十数件の移設作業が必要となり、受信調査、設定作業等、事業者への委託費用が発生する。

(3) 整備費用の低廉化のための方策

- ・ 機能を簡略化する。
- ・ 親局だけでなく、子局や戸別受信機、取付け作業、保守点検業務等を一括で契約し、想定よりも低廉に整備する。
- ・ 防災行政無線と簡易無線を接続し、低廉な戸別受信機を実現する。

(4) その他

- ・ 耳の不自由な方や外国人等には、屋外拡声子局等の音声で情報を伝達するのは困難である。
- ・ 災害時、防災行政無線を始めとした複数の情報伝達手段への入力作業が負担となっている。

3 戸別受信機の機能の限定に関する自治体アンケートの結果

戸別受信機について、機能を限定することで低廉化につながる可能性があるため、メーカーや自治体へのヒアリング等を基に、機能別に3つのタイプを表のとおり提示し、戸別受信機の整備を想定した場合に、どのタイプを導入したいか意向を調査した（調査時点は平成29年4月1日、回答率は1,275団体（約73%））。

なお、表に示すタイプAの機能は、平成27年に導入された防災行政無線のデジタル新方式の機能と同一である。タイプAよりも機能を限定したタイプとして、タイプB及びタイプCを提示した。具体的には、タイプBの機能は、タイプAに比べて「録音再生」、「乾電池種類」、「外部機器接続」及び「外部スピーカー接続」の機能を除いたものである。タイプCの機能は、タイプBに比べて「サイレン・ミュージック」を除いたものである。

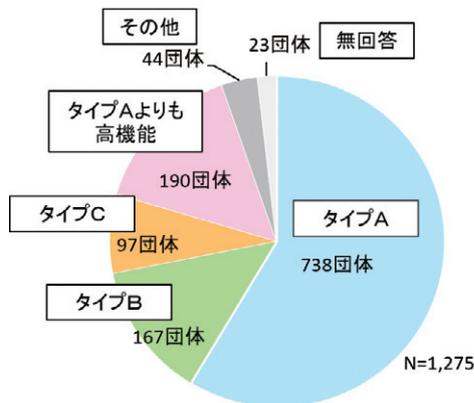
アンケートの結果、図に示すように、タイプA（防災行政無線のデジタル新方式と同じ機能を有するタイプ）を希

望する自治体が最も多く、回答自治体の6割を占めた一方で、タイプBやタイプCのように機能を限定した低廉なタイプにも一定程度のニーズがあることが確認された。

表 受信機タイプ別の機能一覧

	機能	内容	タイプA	タイプB	タイプC
1	音声受信	操作卓からの音声放送の受信	○	○	○
2	緊急一括呼出	緊急時に音量を自動で最大に調整	○	○	○
3	選択呼出	一括呼出、グループ呼出、個別呼出	○	○	○
4	録音再生	放送の録音再生が可能	○	×	×
5	停電時対応	商用電源から内蔵乾電池へ自動切替	○	○	○
6	乾電池動作時間	24時間以上(例:放送5分/待受け55分の条件)	○	○	○
7	乾電池種類	単一・単二・単三電池が使用可能	○	×	×
8	外部アンテナ接続	外付けのアンテナが接続可能	○	○	○
9	外部スピーカー接続	外付けのスピーカーが接続可能	○	×	×
10	外部機器接続	外付けのFAX、文字表示器等が接続可能(データ伝送)	○	×	×
11	サイレン・ミュージック	サイレン音・ミュージック音の受信	○	○	×

図 戸別受信機のタイプ別ニーズ



4 戸別受信機の普及促進方策

(1) 戸別受信機の機能に係る標準的なモデル及びその仕様書(例)の作成

戸別受信機の機能のある程度限定することで、量産化を通じた低廉化につながる可能性があるため、戸別受信機の機能に係る標準的なモデルを作成するとともに、全国的な活用を念頭においた標準的な戸別受信機の仕様書(例)を作成することが有効と考えられる。今後、国、自治体及び関係事業者が連携し、この標準的なモデル及びその仕様書(例)を作成していくことが必要である。

また、防災行政無線の民間標準では、音声通信の一部機能を相互接続の対象とし、機器を製造するメーカーが自主的に他メーカー製の機器との相互接続性を確認するための試験の内容を規定している(ARIB STD-T86、I15)。一方で、自治体からのヒアリング等によれば、戸別受信機を納入する際に親局と同じメーカーの戸別受信機に選択肢が絞られる状況にあるとの声もある。

このため、防災行政無線システムにおいては、戸別受信機のメーカーの選択肢を増やすため、自治体が発注する際のシステムの仕様に相互接続性の確保を明文化することが有用と考えられることから、先に述べた標準的な

戸別受信機の仕様書(例)の検討において含めることが望ましい。

(2) 調達・整備・維持管理方法の工夫

次のような取組により調達・整備・維持管理方法に係る費用の低減を図ることが考えられる。このような取組が促進されるよう、今後、国は全国の自治体に対し、必要な周知を行うことが有効と考えられる。

- ・ 複数の関係事業者が参入しやすくなるよう、戸別受信機を、親局・操作卓・屋外拡声子局等との一体で整備するとともに、維持管理費を含め、債務負担行為等により複数年にわたり計画的に調達し、整備費用を抑制する。
- ・ 戸別受信機を市区町村役場等で配布し、住民が自ら設置することにより、整備費用を抑制する(高齢者世帯への設置には自治会関係者等の協力が必要)。
- ・ 保守、故障、移設、住民からの問い合わせ窓口等の対応を精査し、維持管理費用を抑制する。
- ・ 都道府県単位で防災行政無線の整備をまとめるなど、自治体間において、戸別受信機を始め防災行政無線の調達・整備・維持管理を共同で実施することにより整備費用や維持管理費用を抑制する。

なお、戸別受信機を役場で配布する際には、住民が戸別受信機を設置するためのマニュアルの配布や住民向けの説明会の開催といった方策をとることが有用だと考えられる。住民自らによる設置を促進するため、国が実施する専門的知見を有するアドバイザー派遣による自治体職員の技術的知見の向上も重要である。

また、限られた電波の有効利用の中で、屋外アンテナの設置率を低減させるための、防災行政無線のデジタル新方式の特徴を踏まえた回線設計の検討等の取組も、屋外アンテナの設置に伴う負担の軽減につながると期待される。

(3) 防災行政無線と安価な無線システム(簡易無線)による戸別受信機とのインターフェースの規格化

現在、防災行政無線と簡易無線を接続するインターフェースが規格化されていないことから、簡易無線メーカーでも独自に簡易無線による戸別受信機を開発できる環境を整備すべく、今後、国及び関係事業者が連携し、当該インターフェースの規格化を図るとともに、自治体に周知することが望ましい。

(4) その他

自治体職員の入力作業の負担軽減を図るため、防災行政無線への入力インターフェースを規格化し、防災行政無線を含む複数の情報伝達手段が連動する環境を整備する必要がある。今後、国、自治体、関係事業者が連携し、当該インターフェースの規格化を図ることが望ましい。

問い合わせ先

消防庁国民保護防災部・防災課防災情報室
TEL: 03-5253-7526 FAX: 03-5253-7536

消防本部におけるハラスメント等への対応策に関するワーキンググループの検討結果について

消防・救急課

消防庁では、パワーハラスメント、セクシュアルハラスメントなどのハラスメント等（消防に関連する不祥事を含む。以下「ハラスメント等」という。）について、実態を調査し、各消防本部において講じる対策のあり方について検討するため「消防本部におけるハラスメント等への対応策に関するワーキンググループ」を開催しました。本稿では、本ワーキンググループでの検討結果について解説します。

1 ハラスメント等の撲滅に向けた基本的な考え方

本ワーキンググループにおいて職員アンケートによりハラスメントの実態調査を行ったところ、最近1年間に、「パワハラを受けた」と回答した男性は17.5%、「セクハラを受けた」と回答した女性は28.0%に上りました。

消防が人の命に関わる職務である以上、一定程度の厳しい指導・訓練は必要であるが、業務の適正な範囲を超えた指導及び暴力行為は断じて許されない行為です。

また、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントの撲滅も、重要な課題です。

これに加え、消防の業務に関連する不祥事についても後を絶たず、こうした不祥事の撲滅についても、重要な課題です。

したがって、ハラスメント等の撲滅を目指し、消防庁、都道府県及び市町村において、必要な取組を早急かつ適切に行っていく必要があります。

2 各消防本部において実施すべき対応策

以下、上記1の基本的な考え方に基づき、各消防本部が実施すべき主な事項について解説します。

(1) トップの意志の明確化等

ハラスメント等を撲滅するため、消防長が宣言等により意志を明確にし、消防職員に周知徹底すること。

消防庁においては、消防長の意志の明確な表明について、既に先進事例の紹介等を行った（「消防本部におけるハラスメント等を撲滅するための、消防長の宣言等による意志の明確な表明について」（平成29年7月4日付け事務連絡））ところであるため、各消防本部においては、当該事務連絡も参考にし、早急に消防

長の意志を明確に表明していただきたい。

また、当該意志を具体的な施策とするための方針を検討の上、策定するとともに、定期的に当該取組の進捗状況を管理し、これを踏まえ取組の改善を行うため、消防本部の幹部職員に加え、可能な限り有識者等を構成員とするハラスメント等の撲滅を推進する会議を開催すること。

消防庁においては、当該会議の要綱のひな形を提示した（「消防本部におけるハラスメント等を撲滅するための対応策について」（平成29年7月25日付け事務連絡。以下「7月25日付け事務連絡」という。））ところであるため、各消防本部においては、検討を早急に始めるとともに、当該ひな形を参考に、当該会議を開催していただきたい。

(2) ハラスメント等通報制度の確立及びハラスメント相談窓口の設置

ハラスメント等は、上司、同僚などの周囲の者がいとも様子が異なることに気付き声を掛けるなどのサポートをすること、ハラスメントを受けたと考える消防職員から上司、同僚などの周囲の者へ相談すること等により円滑に解決されることが望ましいが、こうしたことでは解決できない場合に備え、ハラスメント等通報制度を確立するとともに、ハラスメントを受けたと考える消防職員を精神的にサポートするため、ハラスメント相談窓口を設置すること。当該通報制度及び相談窓口については、多様なあり方が想定されるため、詳細については消防庁から発出した通知（「消防本部におけるハラスメント等への対応策に関するワーキンググループの検討結果について（通知）」（平成29年7月4日付け消防消171号））も参考にされたい。

消防庁においては、当該通報制度及び当該通報窓口の要綱のひな形を提示した（7月25日付け事務連絡）ところであるため、各消防本部においては、検討を早急に始めるとともに、当該ひな形を参考に、体制を整備していただきたい。

(3) 懲戒処分の厳格化

ハラスメント等に関して明確に記載した懲戒処分基準を策定し公表すること及び懲戒処分の公表基準を策定し公表することによる懲戒処分の厳格化を検討すること。

消防庁においては、懲戒処分基準及び懲戒処分基準の公表基準のひな形を提示した（7月25日付け事務連絡）ところであるため、各消防本部においては、検討を早急に始めるとともに、当該ひな形を参考に、懲



戒処分等の厳格化を検討していただきたい。

(4) 職員のセルフチェック・アンケート等の実施

ハラスメント等を可能な限り未然に防止するため、自らの行動を振り返るチェックシートの導入、ハラスメント等の実態を調査するためのアンケートの定期的な実施などの職員の気付きを促す取組を行うこと。

消防庁においては、当該チェックシート及び当該アンケートのひな形を提示した（7月25日付け事務連絡）ところであるため、当該ひな形も参考に、気付きを促す取組を行っていただきたい。

(5) 研修等の充実

事例演習又は職場ミーティングの場を活用し、ハラスメント等の撲滅の必要性、対応策及びコンプライアンスについて話し合うことで、職員の意識向上を図ること。

(6) 消防職員委員会の有効活用

消防職員委員会においてハラスメント等への対応策について審議されることは、対応策の実現のために有効であることを踏まえ、消防職員委員会においてハラスメント等への対応策について意見が提出された場合には、積極的に審議すること。

容の情報提供を行うこと、関係する消防本部や市町村から事案の経緯を聞き取るとともに適切な対応を取るよう助言すること等により、事案の解決を目指すことを趣旨とするハラスメント等相談窓口を設置すること。

(2) 講義・研修の充実

消防学校において、ハラスメント等やコンプライアンスに関する講義を実施すること。

また、このほか、都道府県の消防防災部局又は人事担当部局において、消防長、消防学校長などの消防関係者に対する研修会を実施すること。

消防庁においては、今年度中に、これらの講義・研修で使用するテキストを作成することとしているため、当該テキストも参考に講義・研修を行っていただきたい。

3 各都道府県において実施すべき対応策

県が実施すべき主な事項について解説します。

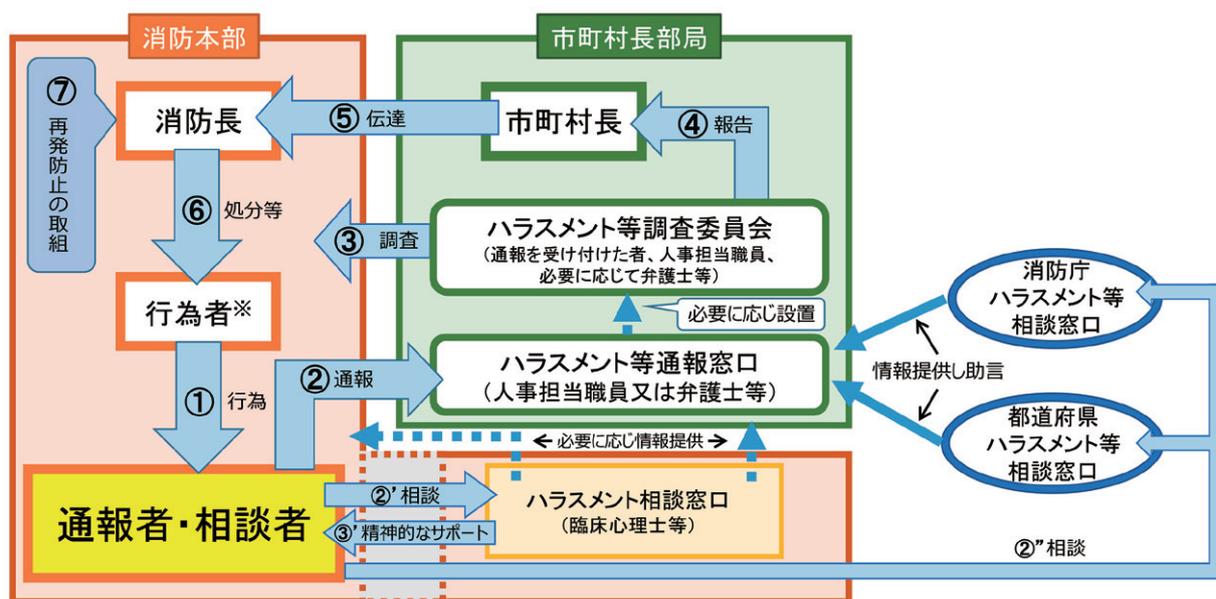
(1) ハラスメント等相談窓口の設置

各消防本部が確立するハラスメント等通報制度における対応では不十分である場合に備え、相談者の同意を得た上で、関係する消防本部や市町村に対し相談内

4 その他

既に通報制度を確立している消防本部が一定数あることから、各消防本部におかれては、ハラスメント等に対して一定の対策は講じていただいているものと思います。しかしながら、連日、いずれかの消防本部にてハラスメント等が発生している現状に鑑みると、その対策はまだ不十分であると言わざるを得ません。

各消防本部においては、まずは消防長がハラスメントを撲滅するという強い思いを打ち出し、本部を挙げてハラスメント等の対策を講じていただき、近い将来、消防全体でハラスメント等がなくなっていることを期待しています。



ハラスメント等通報制度のイメージ（一例）

問い合わせ先

消防庁消防・救急課 谷口
TEL: 03-5253-7522

町村長を対象とした全国防災・危機管理トップセミナー

防災課

1 町村長を対象としたトップセミナーの概要

昨年は、熊本地震や台風第10号による水害、糸魚川市大規模火災など全国各地で大規模な災害が発生しました。このような災害等において、市町村が初動対応を適切に行うためには、トップである市町村長の判断や行動が極めて重要です。

このため、これまでは市長のみを対象として全国防災・危機管理トップセミナーを開催してきたところですが、町村長についても危機管理意識の一層の向上を図り、災害対応力の向上等につながるよう、全国の町村長を対象とした「全国防災・危機管理トップセミナー」を開催しました。

2 トップセミナーの内容

平成29年7月5日（水）15時から全国町村会館2階ホールでセミナーを開催しました。会場には、全国から約200名の町村長に参加いただきました。



写真1 高市総務大臣挨拶

【次第】

- (1) 開会あいさつ
高市総務大臣
- (2) 災害を経験した町村長による講演
熊本県西原村長 日置 和彦 氏
- (3) 市町村長の初動対応について
東京大学大学院教授 田中 淳 氏
- (4) 市町村の災害対応力の強化に向けて
消防庁国民保護・防災部長
杉本 達治

高市総務大臣は、開会挨拶で、本格的な出水期を迎え、梅雨前線や台風第3号の影響により大雨が発生していること、また、北朝鮮のミサイル発射なども発生しており、全国どこでも災害等は発生する可能性があるため、防災・危機管理の充実は全国共通の課題であると述べ、次のとおりポイントを3点示して、防災・危機管理の対応を要請しました。

第1は「市町村の災害対応力の向上」として、災害応急対策において、迅速な情報収集、判断、実行のため、災害対策本部を速やかに設置すること、住民の命を守るため、時機を失することなく避難勧告などを発令すること、大規模災害時には、緊急消防援助隊、自衛隊などによる応援が必要となるため、ちゅうちょなく応援要請すること。

第2は「地域の防災力の強化」として、地域の防災力の中核として、消防団の充実・強化が極めて重要であり、女性や若者、地方公務員等の消防団への加入促進に取り組むこと。



第3は「国民保護体制の強化」として、ミサイルの発射が頻繁に行われており、住民の皆様迅速な避難行動をとっていただくため、Jアラートによる情報伝達を住民に周知していただくとともに、システム操作や危機管理に不備が生じないよう万全の対応を期すこと。

その上で、「国家の究極の使命は、国民の生命と財産を守り抜くことである」との強い信念の下、引き続き国民の命を守るための消防・防災体制の充実・強化に努めていく旨を述べました（写真1）。

次に「災害を経験した町村長による講演」として西原村の日置村長から平成28年4月に発生した熊本地震の際の経験についてお話をいただきました。

日置村長は、庁舎1階に災害対策本部を設置し、住民の方々が何を求めているのかなどを情報共有し、職員同士が顔を見ながら災害対応を実施したこと、今回の地震では想定外の出来事が多く生じたため、2回目の地震後、全避難者におにぎり配ることができなかったことや村内各所の湧水が利用出来ず、飲用水の確保が出来なかったこと、地震に備えて発災対応型防災訓練を隔年で実施していたことが功を奏したことなどの経験を紹介しました。

このような経験を踏まえ、日置村長は記憶にも記録にも残る大きな地震を風化させることなく後世に語り継ぐことの重要性を指摘して講演を終了しました。

次に「市町村長の初動体制について」とのテーマで東京大学大学院の田中教授からお話をいただきました。田中教授は、水害の場合は雨や風が強くなったり弱くなったりを繰り返すため、その中でどのような判断をするのかは難しく、判断を助けてくれるスタッフをつくっていくことが大きなポイントであること、平成27年度の関東・東北豪雨災害時の常総市の事例などを踏まえ、避難勧告等の発令が住民の命に直結しており、その避難勧告等を発令するために基準をあらかじめ定めておく必要があること、情報を集め、判断できる、あるいは市民の問合せに対して答えられるスタッフをそろえるとともに、

防災担当職員以外にも防災がわかるスタッフをつくること、避難勧告等を聞いていないケースが多いため、繰り返し住民に伝えることの重要性を指摘して講演を終了しました。

最後に消防庁の杉本国民保護・防災部長から、市町村の災害対応力の強化に向けた対応に係る説明を行い、セミナーを閉会しました。



写真2 トップセミナー風景

問合わせ先

消防庁国民保護・防災部防災課
TEL: 03-5253-7525

熱中症による救急搬送の状況

救急企画室

1 はじめに

消防庁では、平成20年度から全国の消防本部を対象に熱中症による救急搬送人員数の調査を行っており、全国で毎年4万人以上の方が熱中症により救急搬送されています。今年度は5月1日から調査を開始し、7月23日までに26,441人(※速報値)の方が熱中症で救急搬送されました。

今後も厳しい暑さが続くようですので、住民の熱中症に対する関心を高め、積極的な予防啓発活動に努めていただくことを目的として、今年度の熱中症による救急搬送状況・傾向

向・予防策等についてお伝えします。

2 熱中症による救急搬送状況

① 週別の推移 (図1)

7月に入り、搬送人員数が増加しています。急激に気温が上昇するような環境の変化に、体の順応が追いつかなかったことも、救急搬送人員数の増加の要因の一つと考えられます。

平成29年の熱中症による救急搬送状況 (週別推移)

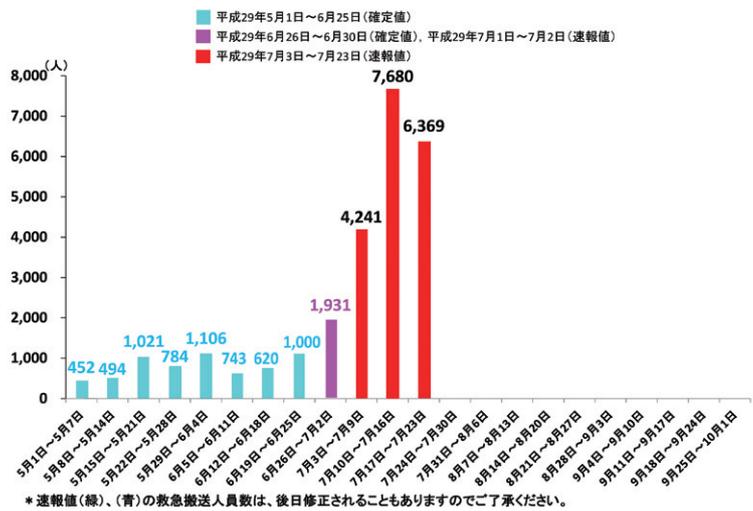


図1

平成29年 都道府県別熱中症による救急搬送人員数 合計搬送人員数 前年との比較 (5月1日から7月23日)

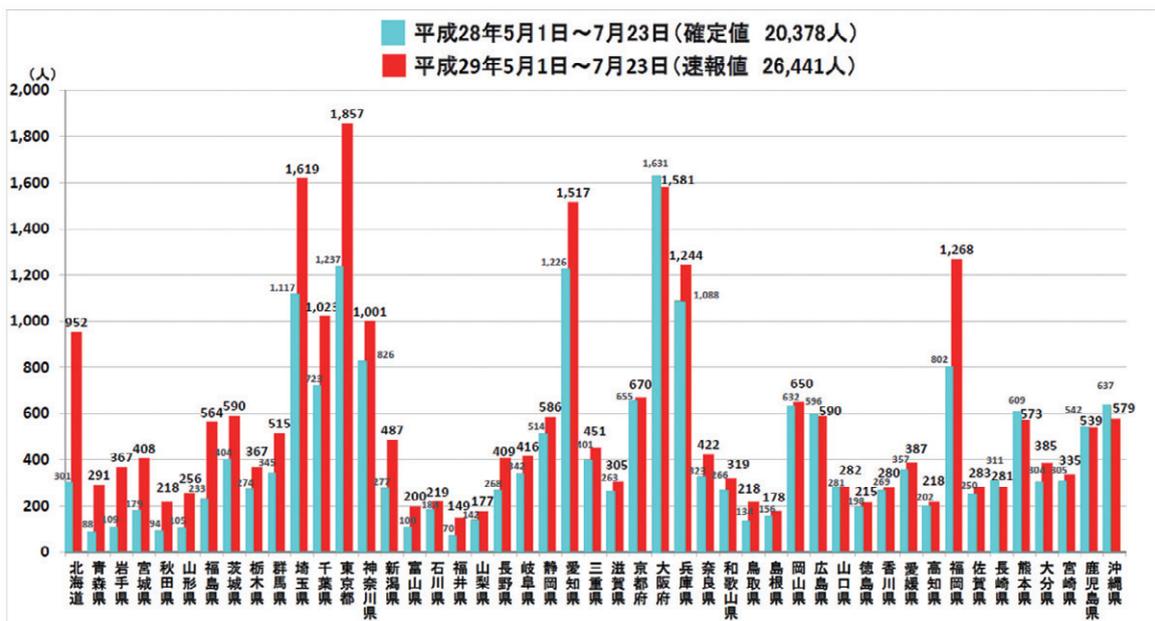


図2

② 都道府県別の合計（図2）

5月1日から7月23日までの熱中症による救急搬送人数の合計26,441人のうち、東京都が1,857人で最も多く、次いで埼玉県1,619人、大阪府1,581人、愛知県1,517人、福岡県1,268人、兵庫県1,244人となっています。

③ 年齢区分ごとの救急搬送人員数（図3）

5月1日から7月23日までの熱中症による救急搬送人数の合計26,441人のうち、高齢者が13,090人で最も多く、次いで成人8,883人、少年4,182人、乳幼児279人、新生児7人となっています。救急搬送人員数の半数近くを高齢者が占めます。高齢者は暑さやのどの渇きを自覚しにくいなど体の変化に気づきにくいことが原因の一つと考えられます。高齢者には、周囲の方がこまめに声を掛けて、水分補給や暑さ対策などの予防行動を促すことが大切です。

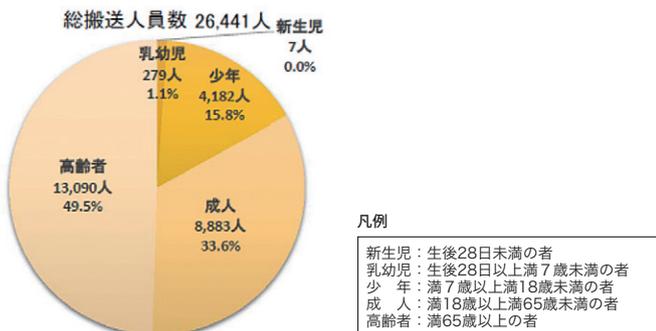


図3

④ 傷病程度ごとの救急搬送人員数（図4）

5月1日から7月23日までの傷病程度ごとの熱中症による救急搬送人員数の合計26,441人のうち、軽症が16,907人で最も多く、次いで中等症8,629人、重症581人、死亡22人となっています。熱中症の症状は、年齢や持病など傷病者の背景の違いにも影響を受け、刻々と変化します。中には、短時間で重篤な状態に陥る場合もありますので十分に注意が必要です。

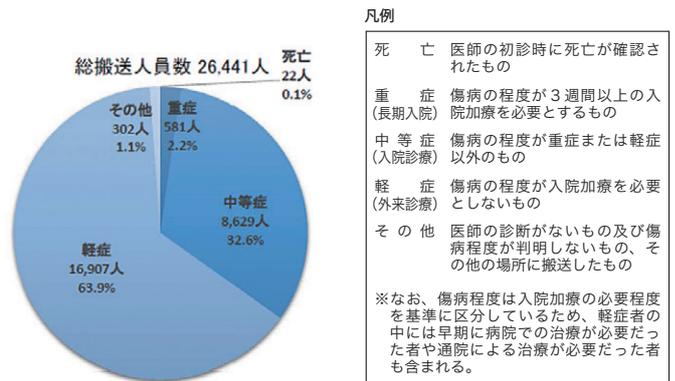


図4

⑤ 発生場所ごとの救急搬送人員数（図5）

今年度から新たに発生場所ごとの救急搬送人員数を追加し、集計を行っています。5月1日から7月23日までの発生場所ごとの救急搬送人員数の合計26,441人のうち、住居が9,798人で最も多く、次いで公衆出入り場所（屋外）3,773人、道路3,503人、仕事場①2,448人、教育機関2,401人となっています。

室内でも、温度や湿度が高いと熱中症になる可能性がありますので、予防対策として「部屋の温度をこまめに確認する」「室温28℃を超えないようにエアコンや扇風機を使って、過ごしやすい環境を整える」ことが必要です。また、外出するときの注意点として、「適宜日陰の涼しい場所で休憩をする」「体を締め付けない涼しい服装をし、日よけ対策をする」「無理をせず適度な休憩をとる」「のどが渇かなくてもこまめな水分補給をとる」といった予防対策が必要です。

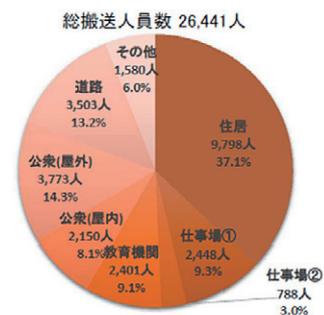


図5

凡例
 住居（敷地内全ての場所を含む）
 仕事場①（道路工事現場、工場、作業所等）
 仕事場②（田畑、森林、海、川等 ※農・畜・水産作業を行っている場合のみ）
 教育機関（幼稚園、保育園、小学校、中学校、高等学校、専門学校、大学等）
 公衆（屋内） 不特定者が出入りする場所の屋内部分
 （劇場、コンサート会場、飲食店、百貨店、病院、公衆浴場、駅（地下ホーム）等）
 公衆（屋外） 不特定者が出入りする場所の屋外部分
 （競技場、各対象物の屋外駐車場、野外コンサート会場、駅（野外ホーム）等）
 道路（一般道路、歩道、有料道路、高速道路等）
 その他（上記に該当しない項目）

図5

3 熱中症予防の啓発について

消防庁では、熱中症予防のための予防啓発コンテンツとして、消防庁HPの熱中症情報サイトに、予防啓発ビデオ、予防啓発イラスト、予防広報メッセージ、熱中症対策リーフレットを提供しています。今年度は、全国消防イメージキャラクターの「消太」を活用した熱中症予防を呼び掛けるポスターを作成しました。ポスターの下段に各団体名を入れる空白欄を設けていますので、同サイトからダウンロードして御活用ください。

同サイトにはあわせて、都道府県や消防本部による熱中症予防啓発の取組事例集を掲載していますので、各消防本部は、取組事例集を参考に、必要な場面に応じてコンテンツを御活用ください。

4 おわりに

熱中症は正しい知識を身につけ、適切に予防することで、未然に防ぐことが可能です。また、周囲の気遣いで熱中症弱者と言われる高齢者や子供を守ることができます。

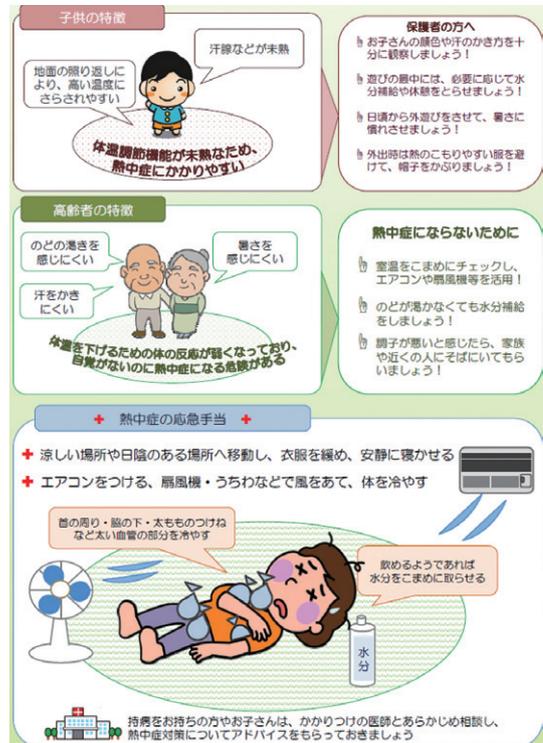
消防庁では、全国の消防本部と連携をとりながら、暑さが続く夏に対して、引き続き予防啓発に努めていきたいと思えます。

消防庁熱中症情報 http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/fieldList9_2.html

※ 熱中症予防啓発のコンテンツは、このURL内に掲載しています。



熱中症予防啓発ポスター



熱中症予防啓発リーフレット

問い合わせ先
消防庁救急企画室
TEL: 03-5253-7529

危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令の一部を改正する省令の概要

危険物保安室

1 はじめに

消防庁では、危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令の一部を改正する省令（平成29年総務省令第43号。以下「改正省令」という。）を、平成29年6月27日に公布しました。

本改正省令は、メタバナジン酸アンモニウム及びこれを含有する製剤のうち、メタバナジン酸アンモニウム0.01%以下を含有するものを、消防活動阻害物質から除外するため、危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令（平成元年自治省令第2号。以下「指定省令」という。）の一部を改正するものです。

以下、この改正省令の概要について紹介します。

2 消防活動阻害物質について

消防活動阻害物質とは、消防法（昭和23年法律第186号）第9条の3第1項において、「圧縮アセチレンガス、液化石油ガスその他の火災予防又は消火活動に重大な支障を生じるおそれのある物質で政令で定めるもの」をいい、当該物質「を貯蔵し、又は取り扱う者は、あらかじめ、その旨を所轄消防長又は消防署長に届け出なければならない」とされています。これは、これらの物質を貯蔵し、又は取り扱う施設等に火災が発生した場合、燃焼及び消火活動に伴ってこれらの物質が爆発、あるいは有毒のガス等が発生するなど、他の通常の火災の場合には見られない特殊かつ重大な被害を生ずる危険性があるためです。

危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）第1条の10第1項のうち、第6号において、「毒物及び

劇物取締法（昭和25年法律第303号）第2条第2項に規定する劇物のうち別表第2の上欄に掲げる物質」が規定され、また、同令別表第2（18）において、「水又は熱を加えること等により、人体に重大な障害をもたらすガスを発生する等消火活動に重大な支障を生ずる物質で総務省令で定めるもの」と規定され、指定省令において消防活動阻害物質の一つとされています。

3 消防活動阻害物質からの削除

平成28年7月1日に毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令（平成28年政令第255号）が公布され（平成28年7月15日施行）、メタバナジン酸アンモニウム及びこれを含有する製剤のうち、メタバナジン酸アンモニウム0.01%以下を含有するものが劇物から除外されました。

消防庁では、「火災危険性を有するおそれのある物質等に関する調査検討会（座長：田村昌三東京大学名誉教授）」において、メタバナジン酸アンモニウム及びこれを含有する製剤のうち、メタバナジン酸アンモニウム0.01%以下を含有するものについて、消防活動阻害物質から除外するか検討を行ったところ、除外することが適当であるとの報告が取りまとめられました。本報告を踏まえ、指定省令第2条の表（69）の項中「製剤」の下に「（メタバナジン酸アンモニウム0.01%以下を含有するものを除く。）」を加える改正を行いました（平成29年6月27日施行）。

4 おわりに

今回の改正により、各消防本部等においては、メタバナジン酸アンモニウム及びこれを含有する製剤のうち、メタバナジン酸アンモニウム0.01%以下を含有するものを貯蔵し、又は取り扱う者は、届け出が不要になります。

問い合わせ先

消防庁危険物保安室 大越、松葉
TEL: 03-5253-7524

平成28年中の石油コンビナート等特別防災区域内の特定事業所において発生した事故の概要

特殊災害室

1 はじめに

石油コンビナート等災害防止法（昭和50年12月17日法律第84号、以下「石災法」という。）では、大量の石油や高圧ガスが取り扱われている区域を石油コンビナート等特別防災区域として指定し、さらに、当該区域内で一定量の石油や高圧ガス等を取り扱う事業所は特定事業所として防災施設・資機材や自衛防災組織の設置等の義務が生じます。全国で、石油コンビナート等特別防災区域は32道府県83地区、特定事業所は686となっています（平成28年4月1日現在）。

消防庁では、特定事業所で発生した事故統計について、石災法が施行された昭和51年から集計しており、このたび平成28年中の概要がまとまりました。当該統計は、地震及びこれに伴う津波による事故（以下「地震事故」という。）とそれ以外の事故（以下「一般事故」という。）に分けて集計しています。本稿では、地震や津波の影響に

よる事故を除いた一般事故を中心に分析を行っています。

平成28年中は総事故件数が252件となり、依然として高い水準で推移しています（図1参照）。

2 概要

(1) 事故件数

平成28年中（平成28年1月1日～同年12月31日）の特定事業所における事故の全体件数は252件で、その内訳は一般事故250件、地震事故2件でした。総件数は前年（235件）より17件増加しました（表1参照）。

一般事故を種別ごとにみると、火災120件（前年比13件増）、爆発6件（前年比1件減）、漏えい121件（前年比3件増）、その他5件（前年比2件増）となっています。

地震事故については、漏えい2件（前年比1件増）となっています。事故概要は、浮き屋根屋外貯蔵タンクのポンツーン及びシングルデッキが熊本地震の影響により、変形、破損し、ポンツーン内に貯蔵物質が流入したもので、同様の事故が2件発生しました。

表1 種別ごとの事故発生状況

種別	平成28年中の事故			平成27年中の事故		
	一般事故	地震事故		一般事故	地震事故	
火災	120 (47.6%)	120 (48.0%)	— (—%)	107 (45.5%)	107 (45.7%)	— (—%)
爆発	6 (2.4%)	6 (2.4%)	— (—%)	7 (3.0%)	7 (3.0%)	— (—%)
漏えい	121 (48.0%)	119 (47.6%)	2 (100%)	118 (50.2%)	117 (50.0%)	1 (100%)
その他	破損	5 (20.0%)	5 (2.0%)	— (—%)	3 (1.3%)	3 (1.3%)
	上記に該当しないもの	— (—%)	— (—%)	— (—%)	— (—%)	— (—%)
合計	252	250	2	235	234	1

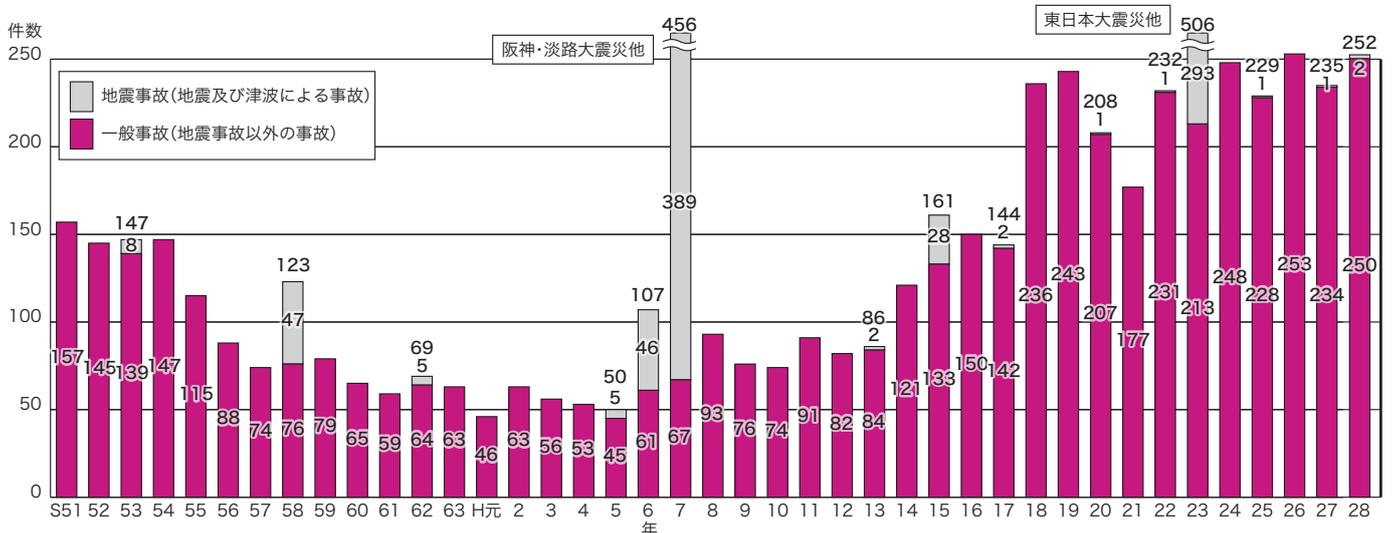


図1 事故発生件数の推移

(2) 特定事業所種別ごとの一般事故発生状況

特定事業所は、石油や高圧ガス等を取り扱う量に応じて、第一種事業所、第二種事業所と区分しています。第一種事業所のうち、石油と高圧ガスの両方を取り扱う事業所をレイアウト事業所と呼んでいます。

特定事業所種別ごとの一般事故発生状況は、第一種事業所では、201件となっており、その内訳はレイアウト事業所で176件、レイアウト事業所以外の事業所で25件となっています。第二種事業所では49件となっています（表2参照）。

表2 特定事業所種別ごとの事故発生状況（一般事故）

事業所種別	特定事業所数 (A)	事故件数 (B)	事故の総件数に対する割合 (%)	一事業所あたりの 事故発生件数 (B/A)
第一種事業所	363	201	80.4	0.55
レイアウト事業所	174	176	70.4	1.01
上記以外の事業所	189	25	10.0	0.13
第二種事業所	323	49	19.6	0.15
合計	686	250	100.0	0.36

(3) 特定事業所の業態別の一般事故発生状況

業態別の一般事故発生状況は、化学工業関係が77件（30.8%）、石油製品・石炭製品製造業関係が76件（30.4%）、鉄鋼業関係が45件（18.0%）、電気業関係が24件（9.6%）となっています。

また、一事業所当たりの事故発生件数は、特定事業所全体が0.36件であり、業態別では、石油製品・石炭製品製造業関係が1.58件、鉄鋼業関係が1.45件などとなっています（表3参照）。

表3 業態別の事故発生状況（一般事故）

業 態	内 容				件 数		業態別事故発生件数	
	火災	爆発	漏えい	その他	小計	事故の総件数に対する割合 (%)	業態別事業所数	一事業所あたりの事故発生件数
食料品製造業関係	1	-	-	-	1	0.4	11	0.09
パルプ・紙・紙加工品製造業関係	-	-	-	-	-	-	4	-
化学工業関係	36	3	37	1	77	30.8	227	0.34
石油製品・石炭製品製造業関係	23	-	51	2	76	30.4	48	1.58
窯業・土石製品製造業関係	-	-	-	-	-	-	10	-
鉄鋼業関係	41	-	3	1	45	18.0	31	1.45
非鉄金属製造業関係	1	-	2	-	3	1.2	6	0.50
機械器具製造業関係	6	-	2	-	8	3.2	11	0.73
電気業関係	6	-	18	-	24	9.6	60	0.40
ガス業関係	-	1	1	-	2	0.8	27	0.07
倉庫業関係	2	1	2	1	6	2.4	229	0.03
廃棄物処理業関係	3	-	2	-	5	2.0	9	0.56
その他	1	1	1	-	3	1.2	13	0.23
合計	120	6	119	5	250	100.0	686	0.36

(4) 施設区分別の一般事故発生状況

施設区分別の一般事故発生状況は、危険物施設に係る事故が135件（54.0%）、高圧ガスと危険物が混在する施設（以下「高危混在施設」という。）に係る事故が16件（6.4%）、高圧ガス施設に係る事故が11件（4.4%）、その他の施設に係る事故が88件（35.2%）となっています（表4参照）。

表4 施設区分別の事故発生状況（一般事故）

施設 事故	危険物 施設	高危混在 施設	高圧ガス 施設	その他の 施設	合計
火災	40	7	5	68	120
爆発	4	-	-	2	6
漏えい	86	9	6	18	119
その他	5	-	-	-	5
合計	135	16	11	88	250

(5) 主原因別の一般事故発生状況

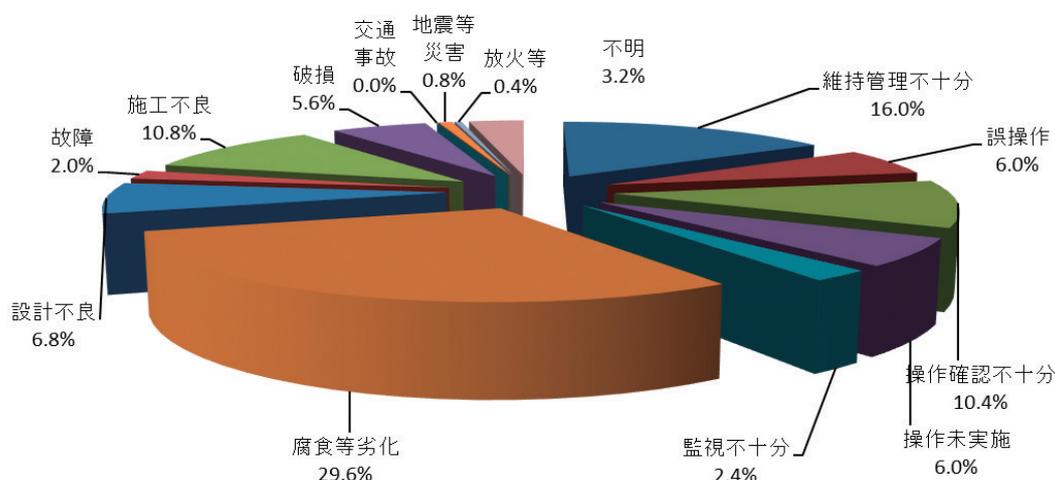
主原因別の一般事故発生状況は、人的要因によるものが102件 (40.8%)、物的要因によるものが137件 (54.8%) 等となっています。

また、発生件数では、人的要因のうち維持管理不十分によるものが40件 (16.0%)、物的要因のうち腐食等劣化によるものが74件 (29.6%) となっています (表5、図2参照)。

表5 主原因別の事故発生状況 (一般事故)

施設別 事故発生原因	危険物 施設	高危混在 施設	高圧ガス 施設	その他の 施設	平成28年 総件数 (総割合%)	<参考> 平成27年 総件数 (総割合%)	要因
維持管理不十分	10	3	2	25	40 (16.0)	32 (13.7)	人的 要因
誤操作	7	3	—	5	15 (6.0)	13 (5.5)	
操作確認不十分	10	1	2	13	26 (10.4)	40 (17.1)	
操作未実施	10	1	—	4	15 (6.0)	11 (4.7)	
監視不十分	4	—	—	2	6 (2.4)	7 (3.0)	
(小計)	41	8	4	49	102 (40.8)	103 (44.0)	
腐食等劣化	53	4	5	12	74 (29.6)	65 (27.8)	物的 要因
設計不良	6	—	—	11	17 (6.8)	11 (4.7)	
故障	4	1	—	—	5 (2.0)	5 (2.1)	
施工不良	19	3	1	4	27 (10.8)	22 (9.4)	
破損	9	—	—	5	14 (5.6)	17 (7.3)	
交通事故	—	—	—	—	—	—	
(小計)	91	8	6	32	137 (54.8)	120 (51.3)	
地震等災害	1	—	1	—	2 (0.8)	1 (0.4)	その他
放火等	—	—	—	1	1 (0.4)	1 (0.4)	
不明	2	—	—	6	8 (3.2)	9 (3.9)	
(小計)	3	—	1	7	11 (4.4)	11 (4.7)	
合計	135	16	11	88	250 (100.0)	234 (100.0)	

図2 主原因別の事故発生状況 (一般事故)



(6) 死傷者の発生状況（総数）

252件の事故のうち、死傷者が発生した事故は19件（前年比4件増）、死傷者数は32名となっており、このうち

死者数は0名（前年比0名）、負傷者数は32名（前年比1名減）となっています（図3、図4参照）。

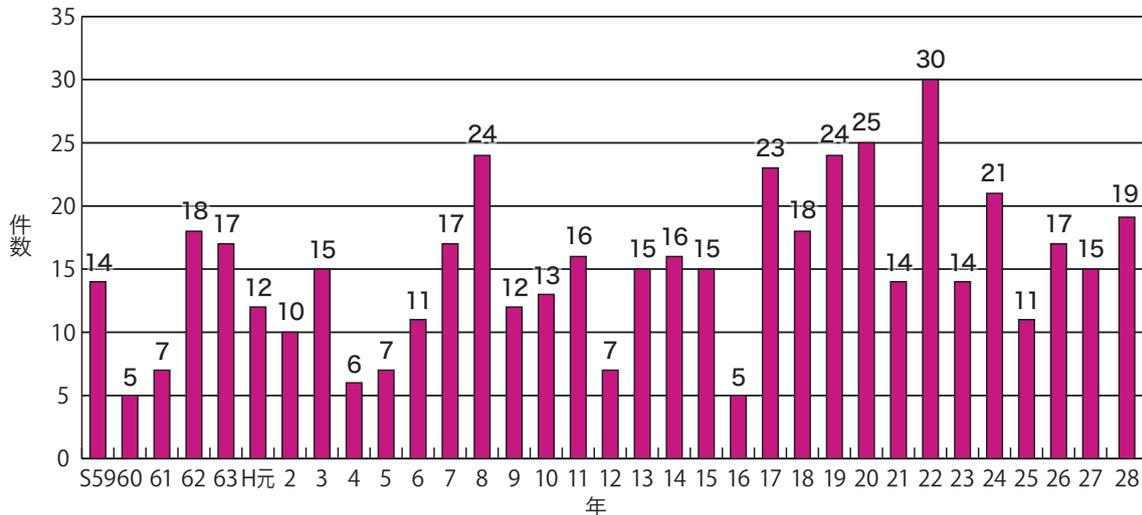


図3 死傷者発生事故件数の推移（総数）

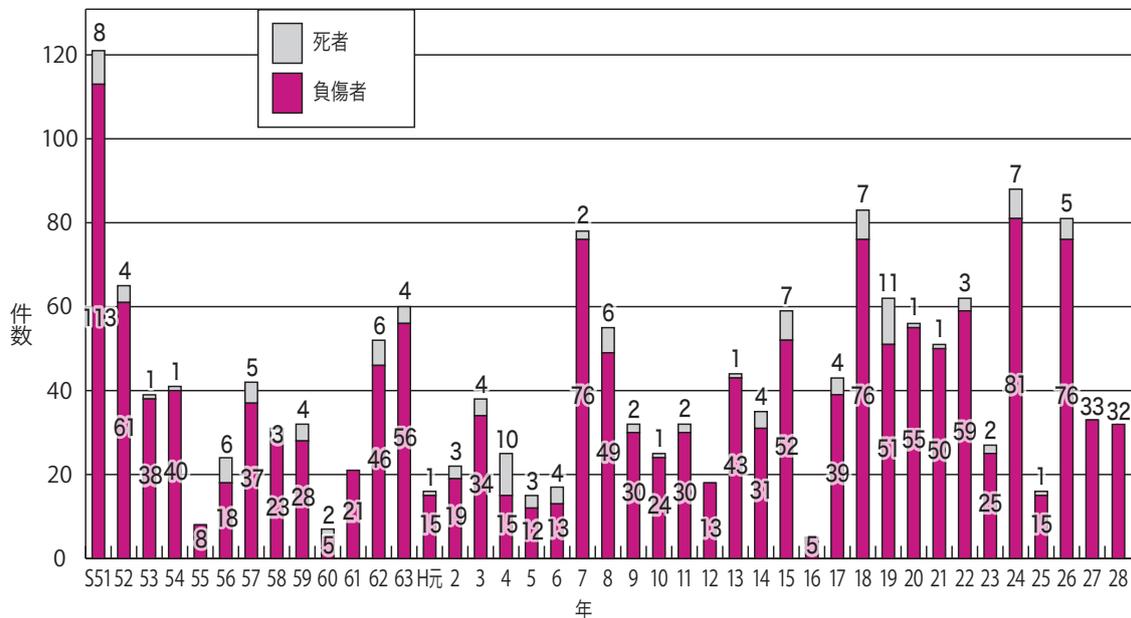


図4 死傷者数の推移（総数）

(7) 一般事故発生時の通報状況

消防機関等への通報に要した時間の状況は、事故発見から通報までに9分を要した事故が64件、10分から19

分が70件、20分から29分が46件、30分から39分が18件、40分から49分が14件、50分から59分が10件、60分以上を要した事故が28件となっています（図5参照）。

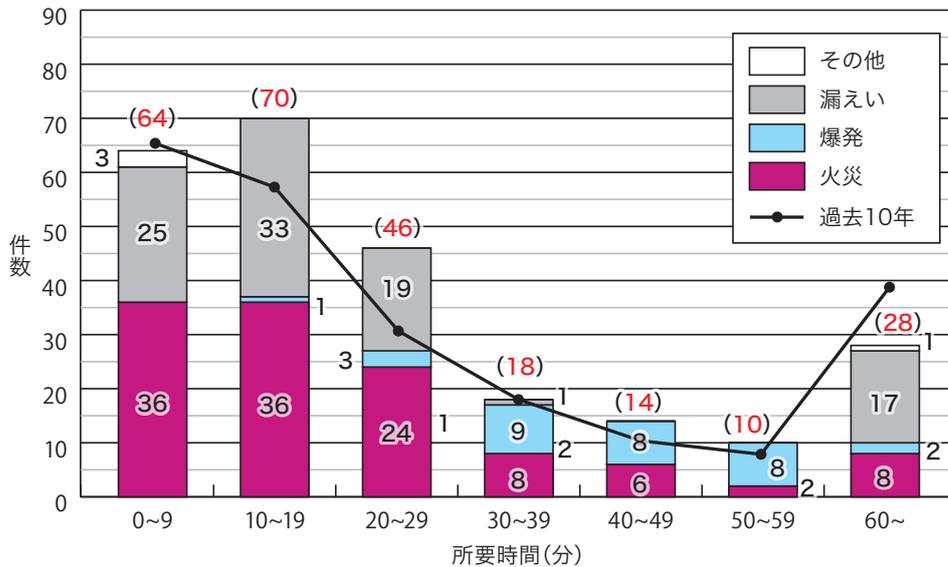


図5 事故発生時の通報状況（一般事故）

3 おわりに

平成28年中の石油コンビナート等特別防災区域内の特定事業所における一般事故件数は、過去最多を記録した平成26年に続く250件と高い件数となっており、依然として高い水準で推移しています。

事故の要因を分析してみると、物的要因が137件（54.8%）で昨年の120件（51.3%）よりも17件増加している。その内、腐食等劣化が74件（29.6%）で昨年の65件（27.8%）よりも9件増加となっており、事故件数の増加要因の一つになっています。

事故発生時の消防機関等への通報状況としては、依然として、事故の発見から通報まで時間を要した事故が多くを占めています。

死傷者が発生した事故としては、死者を伴う重大事故は発生していないものの、負傷者を伴う事故が19件発生しています。

このような状況を踏まえ、特定事業所においては、関係者を含めた従業員の保安教育の実施や腐食防止対策に主眼をおいた施設、設備の維持管理を徹底するとともに、通報・連絡方法の再確認等により災害応急体制を見直し、より一層防災の充実強化を図る必要があります。

消防庁では、引き続き、消防関係行政機関、関係業界団体を通じて、特定事業所における事故防止に取り組んでまいります。

事故概要の全文は消防庁ホームページ（<http://www.fdma.go.jp/>）報道発表に掲載しておりますので御参照ください。

「平成28年中の石油コンビナート等特別防災区域内の特定事業所において発生した事故の概要の公表」（平成29年5月30日）（http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/h29/05/290530_houdou_4.pdf）

問い合わせ先

消防庁特殊災害室
TEL: 03-5253-7528

高市総務大臣及び消防庁長官の被災地（福岡県、大分県）視察

総務課

平成29年7月12日、高市総務大臣及び消防庁長官は、安倍総理大臣とともに梅雨前線に伴う大雨により甚大な被害が生じた福岡県及び大分県を訪れ、小川福岡県知事、森田朝倉市長、広瀬大分県知事、原田日田市長及び奥塚中津市長と意見交換を行うとともに、東峰村役場において、災害対応にあたられた職員への激励を行いました。

また、災害発生現場を視察するとともに、避難所を訪れ、今回の災害で避難を余儀なくされた被災者のお話を伺い、お見舞いの言葉をかけられました。



大分県日田市役所で意見交換を行う
安倍総理大臣（右側から3番目）と
高市総務大臣（右側から2番目）、
青木消防庁長官（右端）



福岡県朝倉市杷木星丸地区で災害現場の説明を受ける
安倍総理大臣（前列左側から2番目）と
高市総務大臣（前列左端）



広瀬大分県知事（右側から2番目）と奥塚中津市長（右端）に
労いの言葉をかけられる
高市総務大臣（左側から2番目）



東峰村避難所を訪れ被災者の話にお見舞いの言葉をかけられる
安倍総理大臣（右側から3番目）と
高市総務大臣（右側から2番目）

問い合わせ先

消防庁総務課
TEL: 03-5253-7521（直通）

救急安心センター事業（#7119）普及促進アドバイザー制度の創設について

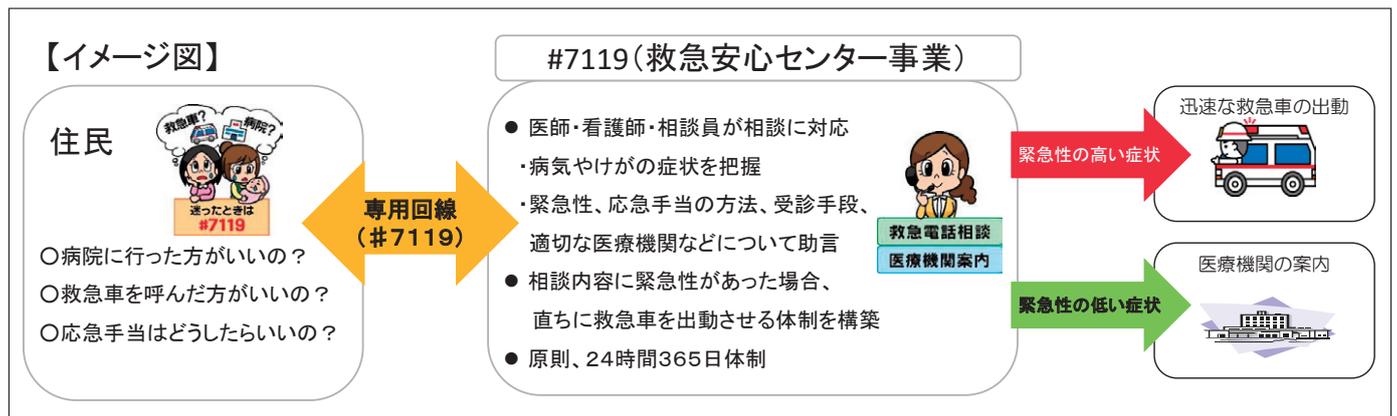
救急企画室

1 はじめに

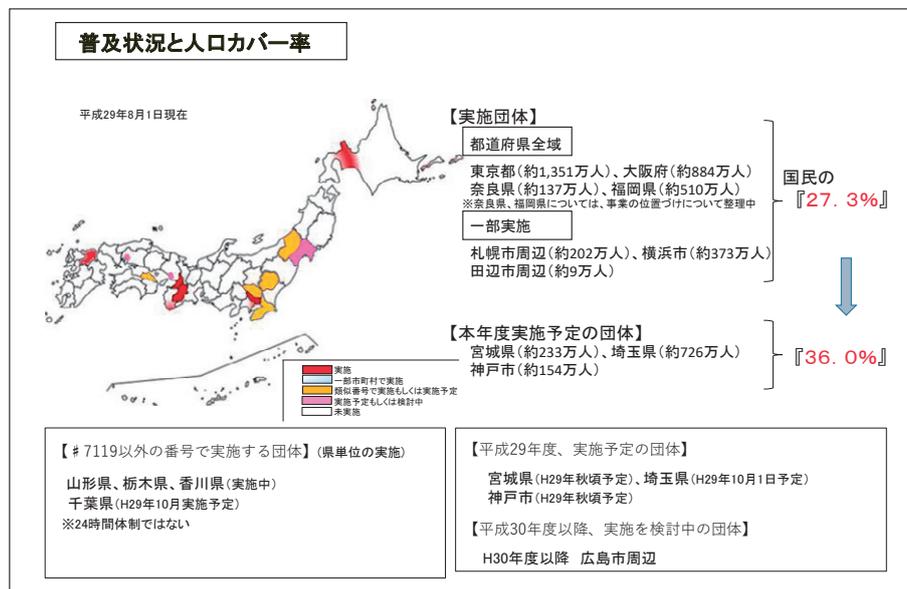
救急安心センター事業（#7119）は、住民が、急なけがや病気をしたときに、救急車を呼ぶか、いますぐ病院に行った方がいいのかなど、判断に迷った場合の相談窓口として、専門家から電話でアドバイスを受けることができます(事業の詳細については、「消防の動き4月号」http://www.fdma.go.jp/ugoki/h2904/2904_20.pdfを参照してください)。【図1参照】

本事業は、平成29年8月1日現在、都道府県単位で実施しているものは東京都、奈良県、大阪府、福岡県の4都府県、都道府県内の一部で実施しているものは札幌市（周辺を含む）、横浜市、田辺市（周辺を含む）の3つの地域となっています。本年10月以降埼玉県、宮城県及び神戸市の運用開始が決定しており、全国で10団体、人口カバー率で国民の約36%となる見込みです。消防庁では、更なる全国への展開を目指しています。【図2参照】

【図1】イメージ図



【図2】普及状況



2 救急安心センター事業（#7119）普及促進アドバイザー制度の創設

平成28年度「救急業務のあり方に関する検討会」の、事業の全国展開には、幅広いアドバイスのできる体制が必要との提言を受けて、本年5月に「救急安心センター事業（#7119）普及促進アドバイザー制度の創設について」（平成29年5月10日付け消防救第65号消防庁救急企画室通知）を発出し、アドバイザーの全国派遣を開始しました。

この制度は、実際に#7119の運営に携わっている職員等（自治体職員、医師及び看護師）を「救急安心センター事業（#7119）普及促進アドバイザー」として登録し、依頼のあった都道府県や市町村等に消防庁職員とともに派遣して、本事業導入に向けたアドバイスを行うものであり、アドバイザー派遣に係る旅費等については、消防庁が負担することとしています。【図3参照】

平成29年8月1日現在、#7119を実施中の団体から14名のアドバイザーに登録いただき、本年事業開始を決定している宮城県及び埼玉県、事業の導入を検討している愛媛県に対して派遣し、諸課題の解決に向けてアドバイスを行っているところです。そのほか、複数の団体に対して、電話での助言や資料の提供等様々な形での支援を行っています。

【アドバイスの例】

- ・事業実施の効果
- ・医療機関側のメリット

- ・事業の運用形態
- ・クレームへの対処法
- ・医師や看護師などの人材の確保
- ・事業の広報の方法 等

3 おわりに

アドバイザー制度を開始する以前は、自治体からの様々な質問に対し、消防庁の職員が実施団体に聞き取り等を行い回答していましたが、本制度の導入により、運用面での詳細な質問や導入に向けての必要となる他関係機関との合意形成のノウハウなどを、実施団体から派遣されたアドバイザーがアドバイスを行う体制が整えられました。

また、今後#7119を開始する団体からもアドバイザーの登録をお願いし、#7119の全国への展開を加速させたいと考えています。

現在、実施に向けて検討している都道府県や自治体の関係者でアドバイザー派遣を御希望する場合は、救急企画室まで御連絡下さい。

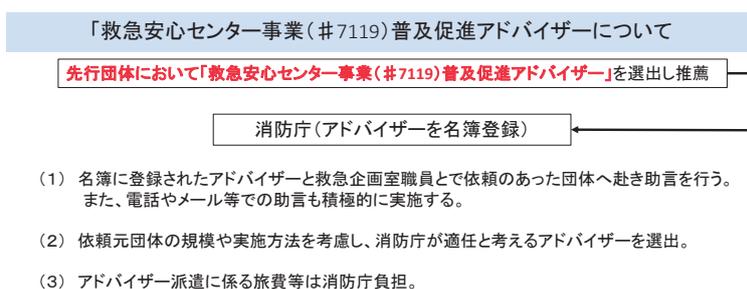
【お知らせ】

消防庁HPに、救急安心センター事業（#7119）の特設ページを開設しました。

アドバイザー制度創設の通知文や事業の普及資料を掲示しています。

http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/kyukyu_anshin.html

【図3】救急安心センター事業（#7119）普及促進アドバイザーについて



※ アドバイザーの主な役割

アドバイザー	想定される派遣者
多様な医療関係者（医師会・看護協会・救急医療機関等）及び住民との合意形成の方法について助言	自治体職員、医師、看護師
既存事業との調整の方法について助言	自治体職員
看護師等の人材の確保について助言	看護師
相談プロトコルの確立・看護師等の研修事業への助言	医師
自治体における会議等でのオブザーバーや研修会での助言	自治体職員

問い合わせ先

消防庁救急企画室 一色
TEL: 03-5253-7529

安全功労者内閣総理大臣表彰式 安全功労者・消防功労者総務大臣表彰式 人命救助内閣総理大臣感謝状授与式

総務課

1 安全功労者内閣総理大臣表彰式

安全功労者内閣総理大臣表彰は、国民一人ひとりが生活のあらゆる面において、安全確保に留意し、これを習慣化する気運を高め、交通事故や火災等国民の日常生活を脅かす災害の発生の防止を図ることを目的として、「国民安全の日」の創設について（昭和35年5月6日閣議了解）の趣旨を踏まえて行われているものです。

今年は、去る7月4日（火）総理大臣官邸において、安倍総理大臣の他、松本国家公安委員長や青木消防庁長官などが列席し、表彰式が挙行されました。消防庁関係では、火災予防分野で4名と3団体が受賞し、安倍総理大臣から表彰状が授与されました。

内閣総理大臣表彰受賞者（個人の部）	※敬称略
岡崎 一美	
貴志 吉延	
関澤 美保子	
山中 祥弘	
内閣総理大臣表彰受賞者（団体の部）	
内田運輸株式会社	
昭和町3区婦人防火クラブ	
御嵩町女性防火クラブ	



挨拶を述べる安倍総理大臣



伝達者（安倍総理大臣）と受賞者代表（岡崎一美氏）

2 安全功労者・消防功労者総務大臣表彰式

安全功労者総務大臣表彰は、安全思想の普及や安全水準の向上等のために尽力又は貢献された個人・団体（消防職団員を除く）を表彰しているものです。

消防功労者総務大臣表彰は、広く地域消防のリーダーとして地域社会の安全確保、防災思想の普及、消防施設の整備、その他災害の防ぎよに関する対策について、功績顕著な消防団員及び女性（婦人）防火クラブ員を表彰しているものです。



式辞を述べる高市総務大臣

今年、去る7月5日（水）東京消防庁スクワール麹町において、高市総務大臣、青木消防庁長官等が出席し、秋本日本消防協会会長兼日本防火・防災協会会長、原田日本消防設備安全センター理事長を来賓に迎え、表彰式を挙行了しました。今回は、安全功労者の個人の部32名、団体の部8団体が、消防功労者の消防団員7名、女性（婦人）防火クラブ員4名が受賞し、高市総務大臣から表彰状が授与されました。



受賞者代表（溝手照明氏）からの謝辞

3 人命救助内閣総理大臣感謝状授与式

自らの危険を顧みず人命救助に尽力した者に授与された「紅綬褒章」の受章者に対し、7月18日（火）、安倍総理大臣から感謝状が授与されました。

授与式は総理大臣官邸において挙行され、総理から、「実際の現場において、とっさの判断で行動に移すことはなかなかできることではない。」と、勇気ある行動を称えるとともに感謝の意が伝えられました。

受賞者（消防関係から3名）の功績

【中野猛氏】

平成28年3月、千葉県中央区川戸町で発生した住宅火災において、火炎が噴出し煙が立ち込める建物の中から近隣住民と協力し、意識不明の居住者2名を救出したものの。

【松尾豊氏、村井徳資朗氏】

平成28年7月、福岡県福津市西福岡において、沖に流され溺れていた児童2名を発見し、潮の流れを受けつつ松尾氏は10歳児童を、村井氏は8歳児童をそれぞれ救出したものの。



挨拶を述べる安倍総理大臣



記念写真（前列中央に安倍総理大臣、左隣に中野氏、松尾氏、村井氏の順。後列左端が青木消防庁長官）

安全功労受賞者（個人の部）

※敬称略

芝木	捷子	四方	邦夫
川村	久史	北川	忠嗣
六角	篤	納谷	通弘
坂本	裕則	福盛	康友
小俣	浪子	山本	浩二
廣瀬	三郎	般谷	稔秋
中島	和洋	森	田鶴子
小泉	定雄	上野	泉
尾世	敏彦	榊原	睦也
芦川	一男	松村	幹旺
鈴木	良子	樋口	利夫
佐藤	忠義	平川	實夫
北村	美代子	阿津坂	芳徳
内田	進	中西	達也
原	裕子	立石	昌博
三浦	正彦	綾部	哲員

安全功労受賞者（団体の部）

公益社団法人仙台市防災安全協会
石塚保育園幼年消防クラブ
郡上市女性防火クラブ
熱海市防火協会
豊富婦人防火クラブ
千代が丘防災福祉コミュニティ
粕屋北部地区防災協会
毛井首町婦人防火クラブ

消防功労受賞者（消防団員の部）

西田	哲三	岩崎	正一
宇田川	弘	中元	則夫
溝手	照明	前川	房雄
悦田	明		

消防功労受賞者（女性防火クラブ員の部）

磯部	桂子	富田	セツコ
川内	嘉津子	伊波	トヨ子

問い合わせ先

消防庁総務課 平瀬
TEL: 03-5253-7521

平成29年度における消防防災施設整備費補助金及び緊急消防援助隊設備整備費補助金の交付決定の状況

消防・救急課

消防庁では、消防防災施設整備費補助金及び緊急消防援助隊設備整備費補助金の交付決定を、平成29年4月21日に行ったところです。

消防庁が所管するこれらの補助金の平成29年度の予算額は、消防防災施設整備費補助金については12億9,950万3千円、緊急消防援助隊設備整備費補助金については48億9,528万7千円となっています。

1 交付決定の概要

(1) 交付決定額

平成29年度における交付決定の総額は60億6,014万1千円であり、その内訳は次のとおりです。

- ① 消防防災施設整備費補助金
12億9,902万2千円
- ② 緊急消防援助隊設備整備費補助金
47億6,111万9千円[※]

※ 平成29年度の交付に関連しては、このほかに、平成28年度に交付決定を行った、平成29年度における国庫債務負担行為年割額(120,000千円)があります。

(2) 主な対象施設及び設備

- ① 消防防災施設整備費補助金にあつては、耐震性貯水槽329基、防火水槽(林野分)8基、備蓄倉庫(地域防災拠点施設)5か所、高機能消防指令センター総合整備事業3か所について交付決定を行いました。
- ② 緊急消防援助隊設備整備費補助金にあつては、災害対応特殊消防ポンプ自動車(水槽付、化学及びはしご付のものを含む)165台、災害対応特殊救急自

動車126台、救助工作車18台、支援車13台、災害対応特殊小型動力ポンプ付水槽車6台を整備する事業等について交付決定を行いました。

2 都道府県別の交付決定の状況

補助金ごとの都道府県別の交付決定額は、別表のとおりです。

なお、市町村ごとの交付決定の状況は、消防庁のHPに掲載しています(<http://www.fdma.go.jp/>)。

3 その他

消防防災施設整備費補助金については、予算額を上回る要望が寄せられたところであり、金額ベースで、その6割強の事業に対して交付決定を行ったところです。また、緊急消防援助隊設備整備費補助金についても、予算額を上回る要望が寄せられたところであり、金額ベースで、その9割弱の事業に対して交付決定を行ったところです。

地方公共団体におかれては、直ちに契約事務に着手するとともに、事業の内容に変更が生じた場合は、速やかに所定の手続きをとるようお願いします。

問い合わせ先

消防庁消防・救急課
TEL: 03-5253-7522

平成29年度消防防災施設整備費補助金及び緊急消防援助隊設備整備費補助金の交付決定状況

(単位：千円)

都道府県名		消防防災施設 整備費補助金	緊急消防援助隊 設備整備費補助金
1	北海道	13,536	187,381
2	青森県	—	10,322
3	岩手県	5,386	90,485
4	宮城県	10,772	75,217
5	秋田県	124,406	97,075
6	山形県	64,604	97,416
7	福島県	49,639	9,831
8	茨城県	37,487	343,865
9	栃木県	32,316	96,503
10	群馬県	26,930	104,353
11	埼玉県	41,767	335,237
12	千葉県	—	257,734
13	東京都	40,618	125,056
14	神奈川県	5,386	322,915
15	新潟県	43,634	50,328
16	富山県	17,535	10,852
17	石川県	21,544	36,742
18	福井県	7,599	38,025
19	山梨県	27,163	62,375
20	長野県	43,088	47,981
21	岐阜県	34,983	132,026
22	静岡県	82,639	165,780
23	愛知県	20,638	410,329
24	三重県	28,398	78,467
25	滋賀県	10,772	123,750
26	京都府	16,158	28,948
27	大阪府	—	340,128
28	兵庫県	5,386	122,223
29	奈良県	9,372	—
30	和歌山県	32,788	50,157
31	鳥取県	10,772	15,680
32	島根県	13,465	85,980
33	岡山県	—	162,124
34	広島県	37,702	35,268
35	山口県	5,386	14,367
36	徳島県	7,568	57,585
37	香川県	—	—
38	愛媛県	13,465	73,475
39	高知県	19,350	62,015
40	福岡県	16,158	65,096
41	佐賀県	89,380	9,666
42	長崎県	56,553	102,035
43	熊本県	77,731	75,507
44	大分県	37,702	60,463
45	宮崎県	21,544	54,265
46	鹿児島県	37,702	36,092
47	沖縄県	—	—
合	計	1,299,022	4,761,119

平成29年度救急業務のあり方に関する検討会の開催

救急企画室

1. はじめに

平成28年中の救急自動車による救急出動件数は約621万件（速報値）と過去最多となり、119番通報から病院収容までの平均所要時間は39.4分（平成28年版「救急・救助の現況」）と延伸傾向にあります。今後も高齢化の進展等による救急需要の増大が予想されており、救急を取り巻く諸課題への対応策について検討する必要があります。

「平成29年度救急業務のあり方に関する検討会」（以下「検討会」という。）では、救急車の適正利用の推進及び救急業務の円滑な実施と質の向上等を主軸とし、第1回目の検討会を平成29年7月6日（木）に開催しました。

2. 検討事項

検討事項については次のとおりです。

- ① 救急車の適正利用の推進
 1. 救急安心センター事業（#7119）の全国展開（WG設置）
 2. 緊急度判定の実施
 3. 救急隊員の労務管理
- ② 救急業務の円滑な実施と質の向上
 4. 応急手当の普及促進
 5. テロ災害等の対応力向上（小会合設置）
- ③ その他
 6. 救急統計の見直し（WG設置）
 7. 救急業務に関するフォローアップ

3. 検討会（第1回）の内容

検討会（第1回）では、委員の紹介や座長の選出が行われた後、救急安心センター事業（#7119）の全国展開、テロ災害等の対応力向上や救急統計の見直しなどについて、各委員が活発な意見を交わし多岐にわたり検討が進められました。

4. 今後のスケジュール

- ・第2回 平成29年9月下旬（予定）
- ・第3回 平成29年11月下旬（予定）
- ・第4回 平成30年1月下旬（予定）

本検討会の検討結果は、平成29年度中に「救急業務のあり方に関する検討会報告書」として取りまとめる予定です。

平成29年度救急業務のあり方に関する検討会委員名簿

※五十音順

浅利	靖	（北里大学医学部救命救急医学教授）
阿真	京子	（一般社団法人 知ろう小児医療守ろう子ども達の会代表）
有賀	徹	（独立行政法人 労働者健康安全機構理事長）
岩田	太	（上智大学法学部教授）
小野	清	（仙台市消防局警防部長）
唐橋	竜一	（埼玉県保健医療部医療整備課長）
坂口	孝司	（岐阜県危機管理部消防課長）
坂本	哲也	（帝京大学医学部救急医学講座主任教授）
島崎	修次	（国士舘大学防災・救急救助総合研究所長）
田邊	晴山	（救急救命東京研修所教授）
田村	圭子	（新潟大学危機管理本部危機管理室教授）
松本	吉郎	（日本医師会常任理事）
間藤	卓	（自治医科大学救急医学教室教授）
森住	敏光	（東京消防庁救急部長）
山口	芳裕	（杏林大学医学部救急医学教授）
山田	裕之	（横浜市消防局警防部救急担当部長）
山本	保博	（一般財団法人 救急振興財団会長）
行岡	哲男	（東京医科大学常務理事）
横田	順一朗	（地方独立行政法人 堺市立病院機構副理事長）
横田	裕行	（日本医科大学大学院医学研究科外科系救急医学分野教授）

（オブザーバー）

佐々木 健（厚生労働省医政局地域医療計画課長）

問い合わせ先

消防庁救急企画室 市川
TEL: 03-5253-7529

緊急消防援助隊情報

総務省消防庁無償使用車両「津波・大規模風水害対策車」の運用開始について

消防庁広域応援室（三重県 津市消防本部）

消防庁では、平成28年度にエネルギー・産業基盤災害対応型消防水利システム2セット、拠点機能形成車2台、津波・大規模風水害対策車3台を配備いたしました。

このたび、三重県津市消防本部に無償配備いたしました津波・大規模風水害対策車の運用が開始されましたので御紹介いたします。

環境と共生し、心豊かで元気あふれる美しい県都「つ」

津市は、三重県の中央部を横断して位置し、広大な市域の中で、豊かな自然環境と、県庁所在地として都市機能が集積した恵まれた地域です。「世界一短い市名のまち」としても多くの人に親しまれていますが、江戸時代には築城の名手である武将、藤堂高虎が伊勢国・伊賀国の領主として入り、津城を中心とした城下町として発展するとともに、伊勢参宮の街道を城下に引き入れるなど、交通の要衝として街道を整備したことにより、宿場町としても賑わいました。

現在も中部圏と近畿圏の結節点として、さらには、中部国際空港への海上アクセス拠点「津なぎさまち」を擁した交通ネットワークの拠点として、今後の発展が期待されています。

津市消防本部は、平成18年1月1日、津市を始め10市町村の合併に伴い、従来の津市消防本部と久居地区広域消防組合消防本部を統合して、新しい「津市消防本部」として発足しました。消防本部以下、4消防署、8分署、1分遣所の組織体制で火災を始め複雑多様化する様々な災害から、管内約28万1千人の市民と郷土を守るため、消防力の向上と充実に努めています。

津波・大規模風水害対策車の配備

平成29年3月27日に総務省消防庁から無償使用車両として、「津波・大規模風水害対策車」が当市消防本部へ配備されました。この車両は、東日本大震災での津波により、瓦礫が山積する現場や広範囲に浸水が続く現場での消防活動に苦慮した教訓を踏まえ、冠水地域において円滑に消防活動が果たせるよう、水陸両用バギーや水難救助資機材を装備した緊急消防援助隊車両として、消防庁が全国に配備を進めている無償使用車両です。

東日本大震災においては、当消防本部からも緊急消防援助隊三重県大隊として、9日間、延べ32隊142名が出動し、仙台市若林区の沿岸部を中心に救助活動を実施しましたが、津波による瓦礫や浸水等により、資機材及び要救助者の搬送に苦慮し、悪路が続くエリア内の検索に長時間を要しました。

当消防本部では、津波や大規模風水害時における消防活動の機動性を向上させるために、この「津波・大規模風水害対策車」を水難救助隊に配置し、市長視閲訓練を経て、平成29年4月28日から運用を開始しました。



津波・大規模風水害対策車と水陸両用バギー



前葉 津市長による視閲訓練の状況



庁舎内施設での訓練の状況

より充実した活用に向けて

(1) 水難救助訓練を通じて技術の向上・研究

年間通じて実施する水難救助訓練において、水陸両用バギーを中心とする当該装備のより充実した活用方法等について研究し、水難救助活動の向上を図ります。

(2) 他の配備先消防本部との連携を強化

「津波・大規模風水害対策車」については、平成29年4月時点において、当消防本部を含め全国22消防機関（道府県）に緊急消防援助隊車両として配備されています。

津波や大規模風水害への対応は、広範囲に及ぶことから、当該車両が複数隊連携し、より効果的に消防活動を展開する必要があると考えています。緊急消防援助隊地域ブロック合同訓練に加えて、隣接する当該車両配備先消防本部（緊急消防援助隊都道府県大隊）との合同訓練についても積極的に計画し、連携強化に努めていきます。

(3) 水陸両用バギーの空輸を検討

孤立した災害現場へのより迅速な対応として、比較的軽量である水陸両用バギーのヘリコプターによる空輸について、三重県防災航空隊や自衛隊と調整し、実現に向けて検討していきます。

これらを踏まえて、当消防本部では南海トラフ地震を始めとする大規模災害時の応援に備えて、所要の訓練・準備を進めているところです。

おわりに

消防庁としましては、今後、訓練等を通じて、装備・資機材の習熟を図っていただき、大規模風水害時等には、緊急消防援助隊として効果的な活動を行い、人命救助活動に役立てていただくことを期待しています。

問い合わせ先

消防庁国民保護・防災部防災課広域応援室
 広域応援施設係
 TEL: 03-5253-7527
 津市消防本部
 消防救急課 警防担当
 TEL: 059-254-0357

先進事例 紹介

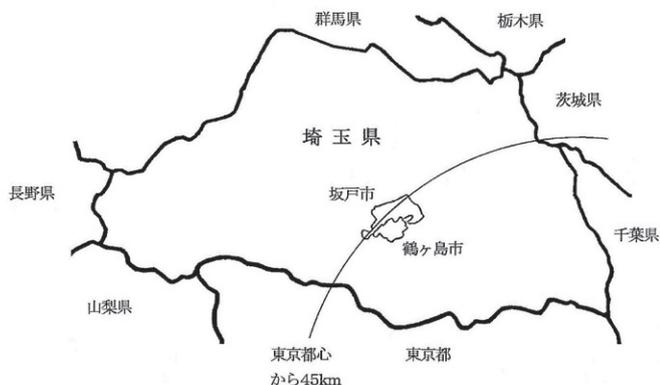
若い力を活用! 大学連携による消防力強化の取組

埼玉県 坂戸市消防団

1 はじめに

坂戸市は埼玉県のほぼ中央、都心から45km圏の位置にあり、電車で都心に直結していることもあり、東京都のベッドタウンとして発展し、人口の増加に応じて商業施設や関連産業などの経済力が高まり、大学・高校などの開校に伴い学生数が増加してきました。

坂戸市内の沿線には、大学が3校、短期大学が1校、高校が4校立地し、城西大学、女子栄養大学や明海大学、東京国際大学等のキャンパス、グラウンドが複数あり、多くの学生が市内の駅を利用しているという特徴を持っています。



2 坂戸市消防団の現状

坂戸市は、昭和29年に坂戸町と4つの村が合併してできたという歴史があり、本消防団もその旧5町村ごとにそれぞれ分団があります。定員数は243名ですが、現在は231名で活動をしており、団員の平均年齢は35.4歳とかなり若い世代が多い消防団となっています。

しかしながら、働き盛りの年代が多い分、団員の約80%がサラリーマンということもあり、平日昼間の災

害で出動できる団員が限られてきているという問題が懸念されています。

3 坂戸市の取組「産学官の連携」

坂戸市では、今後、急速に進むことが想定される人口減少や高齢化に対応するため、市内の企業や大学などと、地域振興、安全安心など、多くの分野で連携をし、活力ある個性豊かなまちづくりに取り組んできました。

平成19年度から市役所に大学連携担当の部署を発足させ、市の事業や公民館事業などに多くの学生たちが参加、市の審議会などの委員に各大学の教員を委嘱、また、城西大学では「地域の行政」、「まちづくり」といった授業を行い、市職員が講義を行うという仕組みが出来上がりました。

また、健康づくりやにぎわい再生など、各大学の特色を活かした分野ごとの協定も数多く結ばれ、その中の一つに地震、台風等の災害発生時に際し、避難所としての大学施設の提供や学生ボランティアの派遣などを取り決めた「災害時における協力体制に関する協定」を市内3大学（城西大学・女子栄養大学・明海大学）と平成20年2月に締結しました。



授業での説明風景

4 大学との連携

全国的に消防団員確保が厳しい状況の中、本消防団においても、どのように団員を確保していくかを検討し、坂戸市においては、平日昼間に約1万人を超える大学生（城西大学約8,000人、女子栄養大学約2,000人、明海大学約500人）が通学をしており、課題である平日昼間における大規模災害時の団員不足を解消する方策として、坂戸市が取り組んでいる大学連携に着目しました。



市内3大学との協定書調印式

5 大学生機能別団員の導入

坂戸市が市内3大学と締結している「災害時における協力体制に関する協定」に基づき、各大学との交渉、打合せを開始しました。

機能別団員募集のチラシを作製し、各大学の担当窓口を通じて学生の団員募集を行い、城西大学においては、地域のイベントなどに参加することによりポイントを付与して単位を取得できる「まちづくり」授業へ赴き、消防団活動の説明、募集を行いました。

各大学も地域貢献の観点から、また、締結している協定での災害時の学生ボランティア派遣の取決めもあり、学生のリーダー的存在の育成の意味からも非常に協力的に賛同をいただきました。

その結果、3大学から男子10名、女子30名の合計40名（城西大学33名、女子栄養大学5名、明海大学2名）の応募があり、平成29年5月1日に辞令交付式を行い、大学生機能別団員制度をスタートすることができました。



辞令交付式



各大学代表者へ辞令交付

6 大学生機能別団員の内容

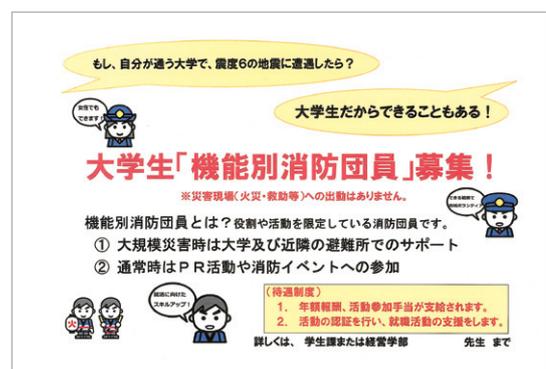
今回導入した大学生機能別団員制度の概略は下記のとおりとなります。

（目的）地震などの大規模災害時において、避難所運営のサポートに任務を限定して活動し、基本団員が一人でも多く災害現場で活動できる体制を作り、消防力の強化を図る。

（報酬）年額 20,000円

（費用弁償）行事・訓練 2,000円、会議 1,000円

（任期）5年未満



募集チラシ

7 今後の活動

今後の活動として平常時においては、消防行事（特別点検・消防出初め式）、市防災訓練への参加や街頭PR活動などを予定しており、先般、6月28日、29日には、当消防団女性部による普通救命講習と自主防災組織リーダー養成指導員による避難所運営ゲーム（HUG）訓練を実施しました。

今後も普通救命講習や避難所運営に関する講習などを継続的に行い、地域防災における技術と知識の習得を目指してもらい、いざという時に各大学においてリーダー的な存在になるよう指導していきたいと考えています。

今回、応募していただいた大学生たちで坂戸市在住者はおりません。しかし、現在、全国で大学生の消防団員が年々増加し、その大学生たちが卒業後、ふるさとなどで消防団活動や自主防災組織活動などに関心を持ち、地域防災のリーダーとなってくれることが期待されており、こうした大学生の消防団加入促進により全国の消防団の交流が進み、団員確保の一助になっていけばと願っております。



普通救命講習会



避難所運営ゲーム（HUG）講習会



集合写真



わたしじつは消防吏員



フェアプレーとチーム力

神奈川県
川崎市消防局
菊池 信也

仕事

平成23年入庁、特別救助隊員として活動し、昨年、川崎市消防救助隊発足50周年の各種イベントに参加するなど、強い救助魂の基、市民の笑顔を守り続けるため、業務に励んでいます。



訓練の様子



2015アジア大会優勝 (本人最右上段)

アルティメットとは…

大学1年の時に出会ったアルティメット競技は、フライングディスクを用い、アメリカンフットボールとバスケットボールを合わせたような競技で、サッカーグラウンド程度の大きさで7人对7人で行います。身体接触が禁止されており、フェアプレーを最も重要視したセルフジャッジ制を導入していることが最大の特徴です。選手はプレイヤーとレフェリーの役割を同時に求められ、ルールを熟知し、自分のチームに有利、不利ではなく、事実に対し忠実に判断することが必要となります。

感謝

この競技を始めて11年目ですが、大学4年時に初めて日本代表に選ばれ、2016年ロンドンで行われた世界大会では準優勝することができました。現在は、2020年に開催される世界大会で金メダルを取るためにチームの仲間と練習に励んでいます。働きながらもこのような素晴らしい目標に向かうことができる環境を与えてくださっている職場に感謝を忘れず、仕事でも恩返しができるよう日々精進しています。



2016ロンドン世界大会



わたしじつは消防吏員



「物事の捉え方」

大阪府
貝塚市消防本部
伐栗 勝彦

消防人生26年

平成3年拝命、現在は総務課にて経理担当として施設管理や予算関連業務に携わり4年目を迎えています。



全国大会優勝



小学校での授業風景

チーム全員が同じ目標に向かう気持ち

私は、アジャタ（通称スポーツ玉入れ）と言う団体競技を行っており、全国大会では3度の日本一に輝き現在も日本記録を保持しています。

アジャタは北海道の和寒町発祥の競技で、通常の玉入れと違い1チーム4～6人。高さ約4mの籠に100個の玉をどれだけ早いタイムで入れるかを競います。

日本一を目指したきっかけは、この競技の楽しさを更に多くの人々に広めたい。その為には人々が注目する技術や称号が必要不可欠であるとチーム全員が考えたからです。

目標設定とプロセス

日本一を目指す為には人と同じ事だけを行うのではなく、探究心を持って更にどんな事ができるかをチーム全員で意見を出し、「まずは試してみる」を心掛けました。

同時にチームのホームページを開設し動画を公開。アジャタの認知度も上がり、実際に日本一になった際には各種メディアに取り上げていただき、競技人口も増加しています。

「物事の捉え方は一つではない」をモットーに今後も公私ともに頑張りたいと思います。



貝塚市長表敬訪問

平成29年度花巻市消防演習を開催

花巻市消防団

6月4日（日）に平成29年度花巻市消防演習を開催しました。花巻市消防団の23分団124部が参加し、北東金属グラウンドで行われた開会式を始め、上町での分列行進、北上川沿い広場にてラップ訓練やポンプ操法、応急給食訓練など各種訓練を披露しました。また、「幼年消防クラブ演技」では地元の保育園児たちが登場し、かわいらしい振り付けや元気いっぱい119ちゃん操法で会場を和ませてくれました。

これからも、子供も大人も、地域で防災意識を高められるよう努めていきます。



はしご消防自動車取扱技術訓練を実施

守口市門真市消防組合消防本部

守口市門真市消防組合は6月12日（月）～14日（水）の3日間、同消防組合消防本部屋外研修場にてはしご消防自動車取扱技術訓練を実施しました。

建物屋上に多数の自力歩行可能な要救助者が助けを求めているという想定で、要救助者自身による連続徒手降下での救出方法を実施しました。訓練を実施し様々な課題が見つかりましたが、安全かつ確実に救出することができるよう今後も訓練を重ね、発生が予想される大規模災害に備えたいと考えます。



消防通信

望

楼

ぼうろう

消防法令違反是正実務研修会を開催

新居浜市消防本部

5月29日（月）、30日（火）の2日間、職員を対象に違反処理の知識、査察技術の向上を図るため、違反是正支援センターから講師を招き「消防法令違反是正実務研修会」を開催しました。

当日は、参加者から講師の方へ多数の質問が挙がるなど、充実した研修内容であり、査察を含めた違反処理業務への士気の高まり、また査察技術の向上に繋がる有意義なものとなりました。今回の研修会で学んだ「違反処理は人命救助」であるということを肝に銘じ、今後の予防業務に取り組んでまいります。



危険物安全週間路上PRを実施

山鹿市消防本部／山鹿植木地区危険物安全協会

山鹿市消防本部と山鹿植木地区危険物安全協会は危険物安全週間中の6月6日（火）、国道3号上り線で危険物流出事故の注意を呼び掛けるPRを実施しました。

PRでは小っちゃいけど一番元気の助っ人、米田保育園幼年消防クラブ員（14人）が大活躍。園児たちが作った「標語入りのお守り」や「油流出事故を無くし、自然豊かな水を守りましょう！のチラシ」などを道行くドライバーに笑顔で配布しました。



消防通信／望楼では、全国の消防本部、消防団からの投稿を随時受け付けています。

ご投稿は、「E-mail:bourou-fdma@ml.soumu.go.jp」まで【225文字以内の原稿とJPEG画像を別ファイルで送付してください】



消防大学校だより



危機管理・防災教育科 自主防災組織育成 コース（第13回）

消防大学校では、都道府県、市町村、消防本部等における自主防災組織の指導・育成担当者を対象として、自主防災活動の推進、多様な図上訓練等、その業務に必要な高度な知識及び能力を習得させることを目的に「危機管理・防災教育科 自主防災組織育成コース」を実施しています。

平成29年度の自主防災組織育成コースにおいては、第13回に参加した学生65名（平成29年5月22日～26日）が、消防大学校での5日間の全寮制の集合教育を終え、全員が無事修了しました。

研修では、消防庁幹部による防災行政の現状と課題に関する講義を始め、専門家による「大規模自然災害」に関する講義、女性や子供の視点での市民防災活動に関する講義、図上訓練（DIG）手法、災害シミュレーション

等を受講し、自主防災組織の指導・育成に必要な知識及び能力の習得に努めました。

また、課題研究では、限られた時間の中ではありますが、各班ごとに日頃抱えている問題点の中から研究課題を決定し、その解決策を探るため、行政職員と消防職員が各々の視点から活発な意見交換を行い、各関係機関との連携の重要性を認識するとともに理解を深めました。

研修を終えた学生からは、「行政、消防職員と立場の違う職員の間で情報共有ができた。」「他自治体の状況や先進事例、特徴ある取組など、現場で活かせることを多く学べた。」等の意見が多く寄せられました。

今後は、自主防災組織を指導・育成していく上で、消防大学校で得た知識、技術を十分に活用し、それぞれの地域で活躍されることが期待されます。



名古屋大学減災連携研究センター 福和教授による講義



図上訓練（DIG）手法の習得訓練の様子



災害時要配慮者対策の実技の様子



課題研究発表の様子

危機管理・防災教育科 危機管理・国民保護 コース（第7回）

消防大学校では、地方公共団体の危機管理・防災担当、国民保護担当者に対する研修課程として、その業務に必要な行政動向等の知識及び能力を習得させることを目的に「危機管理・防災教育科 危機管理・国民保護コース」を実施しています。

平成29年度の危機管理・国民保護コースにおいては、第7回の学生66名（平成29年6月1日～7日）が、消防大学校での5日間の全寮制の集合教育を終え、全員が無事修了しました。

研修は、消防庁幹部による国民保護法制の概要に関する講義を始め、専門家による危機管理の初動や応急対応に関する講義、災害事例として平成28年台風10号における岩手県の災害対策本部の対応要領等、危機管理担当者の業務に応じた実践的なカリキュラムで実施し、必要な知識及び能力の習得に努めました。

課題研究では、入校前にあらかじめ示したテーマである「地方行政における危機管理」に関して、近年の不安

定な国際情勢及び大規模化する自然災害等について各班で活発な意見交換がなされ、代表者が発表を行うことで各自自治体が直面している課題について多くの意見が交わされました。

研修を終えた学生からは、「全国各地から集まった学生と、最新の防災に対する課題や、災害対応等の問題について情報交換する中で、危機管理や国民保護の理解が深まった。」「他県・他部局の考え方や進め方を知る機会が得られ有益であった。」等の意見が多く寄せられました。

今後は、消防大学校で習得した知識を糧としてさらに大きな力を発揮するとともに、共同生活で培った各自自治体のネットワークを活かして、それぞれの地域での更なる活躍が期待されます。



課題討議の様子



課題研究発表の様子



指揮シミュレーション訓練の様子



毎朝実施した通常点呼の様子

問い合わせ先

消防大学校教務部 久富
TEL: 0422-46-1712



最近の報道発表 (平成29年6月24日～平成29年7月23日)

<総務課>

29.7.3	平成29年度安全功労者・消防功労者総務大臣表彰	平成29年度安全功労者・消防功労者総務大臣表彰受賞者は、次のとおりです。 安全功労者表彰受賞者 個人32名、団体8団体 消防功労者表彰受賞者 消防団員7名、女性(婦人) 防火クラブ員4名
29.7.1	平成29年安全功労者内閣総理大臣表彰(消防関係)	平成29年安全功労者内閣総理大臣表彰(消防関係)受賞者は、次のとおりです。 個人4名 団体3団体

<消防・救急課>

29.7.4	「消防本部におけるハラスメント等への対応策に関するワーキンググループ」の検討結果公表	消防庁では、パワーハラスメント、セクシュアルハラスメントなどのハラスメント等について、「消防本部におけるハラスメント等への対応策に関するワーキンググループ」を開催した結果、今般、対応策が取りまとめられましたので公表します。
--------	--	---

<救急企画室>

29.6.29	「平成29年度救急業務のあり方に関する検討会」の発足	平成28年中の救急自動車による救急出動件数は約621万件(速報値)と過去最多となり、高齢化の進展等に伴う救急需要の増加への対応が求められています。 今年度は、救急車の適正利用を推進するため、「救急安心センター事業(＃7119)の全国展開」、「緊急度判定の実施」、「救急隊員の労務管理」について検討します。また、救急業務の円滑な実施と質の向上を図るため、「応急手当の普及促進」と「テロ災害等の対応力向上」について検討します。さらに、「救急統計の見直し」について検討します。
---------	----------------------------	--

<予防課>

29.6.30	「埼玉県三芳町倉庫火災を踏まえた防火対策及び消防活動のあり方に関する検討会報告書」の公表	平成29年2月16日に埼玉県三芳町で発生した倉庫火災を受けて、消防庁では、国土交通省と共同で「埼玉県三芳町倉庫火災を踏まえた防火対策及び消防活動のあり方に関する検討会」を開催した結果、今般、報告書が取りまとめられましたので公表します。
---------	--	---

<危険物保安室>

29.7.14	「水素スタンドの多様化に対応した給油取扱所等に係る安全対策のあり方に関する検討会」の開催	水素社会実現に向けた取組の一環として、燃料電池自動車の普及に向けた水素スタンド整備を加速させるための取組が進められており、水素スタンドを併設する給油取扱所の停車スペースの共用化や有機ハイドライド方式の水素スタンド等の新たな形態の水素スタンドに関連する危険物施設の安全対策のあり方について検討するため、「水素スタンドの多様化に対応した給油取扱所等に係る安全対策のあり方に関する検討会」を開催することとなりましたので、お知らせします。
29.6.30	「災害時非常用電源設備の強化等に係る危険物施設の安全対策のあり方に関する検討報告書」の公表	平成26年6月に閣議決定された国土強靱化基本計画において、非常用電源設備等の確保による事業継続性の確保が求められており、今後、非常用電源設備の更なる設置が見込まれます。また、東京オリンピック・パラリンピック競技大会(以下「東京大会」という。)では、競技場等に仮設の発電施設の設置が見込まれます。 そのため、消防庁では、非常用電源設備の設置の実態等を調査し、危険物に係る規制について合理化の必要性等の検討を行うとともに、仮設の発電施設の必要な安全対策について検討を行い、次のとおり検討結果が取りまとめられました。 ①非常用電源設備の設置、増強等について障害となるような消防法令上の課題はないが、防火措置の方法等について運用方法の明確化を図り、消防本部に周知する必要があることとされた。 ②東京大会における仮設の発電施設について、安全性を確保するための考え方や対応例が取りまとめられた。
29.6.30	「屋外タンク貯蔵所の耐震安全性に係る調査検討報告書」の公表	中央防災会議等において、従来の想定を超えるような南海トラフ地震等の想定地震動の検討が進められ、大規模な地震の発生が懸念されていることから、消防庁では平成26年度から3か年で「屋外タンク貯蔵所の耐震安全性に係る調査検討会」を開催してきました。 この度、本検討会の報告書を取りまとめましたので、公表します。
29.6.27	危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令の一部を改正する省令(案)に対する意見公募の結果及び省令の公布	消防庁では、危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令の一部を改正する省令(案)の内容について、平成29年4月28日から平成29年6月2日までの間、意見を公募したところ、提出された御意見はございませんでした。 意見公募の結果も踏まえ、当該省令を本日公布しました。

<防災課>

29.6.30	7月5日に緊急地震速報の訓練を実施します	緊急地震速報を見聞きしてから強い揺れが来るまでの時間はごくわずかであり、その短い間に、慌てずに身を守るなど適切な行動をとるためには日頃からの訓練が重要です。 7月5日に、国の機関、都道府県、市区町村と連携した全国的な訓練を実施します。
29.6.28	町村長を対象とした「全国防災・危機管理トップセミナー」の開催	昨年は、熊本地震や台風第10号による水害、糸魚川市大規模火災など全国各地で大規模な災害が発生しました。このような災害等において、市町村が初動対応を適切に行うためには、トップである市町村長の判断や行動が極めて重要です。 このため、市町村長の危機管理意識の一層の向上を図り、市町村の災害対応力の向上等につながるよう、全国の町村長を対象とした「全国防災・危機管理トップセミナー」を開催します。

<防災情報室>

29.7.14	防災行政無線等の戸別受信機の標準的なモデル等のあり方に関する検討会の開催	消防庁は、自治体による戸別受信機の配布を促進するため、戸別受信機の機能に係る標準的なモデルや仕様書(例)の作成等を実施することを目的として、「防災行政無線等の戸別受信機の標準的なモデル等のあり方に関する検討会」を開催します。
29.6.30	「防災行政無線等の戸別受信機の普及促進に関する研究会」報告の公表	総務省は、平成29年3月から「防災行政無線等の戸別受信機の普及促進に関する研究会」(主査:中村功東洋大学社会学部教授)を開催し、自治体による戸別受信機の配布を促進するための方策について検討を行ってきました。 今般、本研究会において報告が取りまとめられましたので、公表します。



最近の通知 (平成29年6月24日～平成29年7月23日)

発番号	日付	あて先	発信者	標 題
事務連絡	平成29年7月21日	各都道府県消防防災主管部 (局) 東京消防庁・各指定都市消防本部	消防庁救急企画室	「緊急度判定プロトコルVer. 2」の策定について (周知)
消防参第121号 消防消第175号	平成29年7月20日	都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁国民保護・防災 部参事官 消防庁消防・救急課長	水難救助訓練等に係る安全管理の徹底について
消防情第270号	平成29年7月19日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁防災情報室長	緊急速報メール配信地域の細分化を実施する団体の決定について (通知)
消防参第124号 消防消第173号	平成29年7月12日	都道府県消防防災主管部局長	消防庁国民保護・防災 部参事官 消防庁消防・救急課長	救助資機材 (空気式救助マット) の取扱いに係る事故防止の徹底について
事務連絡	平成29年7月12日	福岡県消防防災主管部 (局) 大分県消防防災主管部 (局)	消防庁救急企画室	避難生活を過ごされる方々の深部静脈血栓症/肺塞栓症 (いわゆるエコノミークラス症候群) の予防について
消防予第213号	平成29年7月12日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	エアゾール式簡易消火具の不具合に係る注意喚起等について
事務連絡	平成29年7月11日	福岡県消防防災主管部 (局) 大分県消防防災主管部 (局)	消防庁救急企画室	被災住民等の熱中症対策について (周知)
事務連絡	平成29年7月7日	各都道府県消防防災主管部 (局) 東京消防庁・各指定都市消防本部	消防庁救急企画室	ヒアリに関する対応について (注意喚起)
消防救第136号	平成29年7月7日	各都道府県消防防災主管部(局)長	消防庁救急企画室長	中東呼吸器症候群 (MERS) の国内発生時の対応について
消防消第174号	平成29年7月7日	都道府県消防防災主管部長	消防庁消防・救急課長	平成28年度における消防職員委員会の運営状況及び平成29年度における消防職員委員会の運営に関する留意事項について
消防救134号	平成29年7月6日	各都道府県知事	消防庁長官	「救急の日」及び「救急医療週間」の実施について (依頼)
事務連絡	平成29年7月4日	都道府県消防防災主管部 東京消防庁・各指定都市消防本部	消防庁救急企画室	救急の日2017における動画コンテストの募集について (依頼)
事務連絡	平成29年7月4日	各都道府県消防防災主幹部 東京消防庁・各指定都市消防本部	消防庁消防・救急課	消防本部におけるハラスメント等を撲滅するための、消防長の宣言等による意志の明確な表明について
消防消第171号	平成29年7月4日	各都道府県知事 各指定都市市長	消防庁次長	消防本部におけるハラスメント等への対応策に関するワーキンググループの検討結果について (通知)
消防災第99号	平成29年7月3日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁国民保護・防災 部防災課長	市町村の災害対策本部機能の強化について
消防情第262号	平成29年6月30日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁国民保護・防災 部防災情報室長	防災行政無線等の戸別受信機の普及促進に関する研究会の検討結果について
事務連絡	平成29年6月29日	各都道府県消防防災主管部 東京消防庁・各指定都市消防本部	消防庁救急企画室	救急救命士の行う救急救命処置における事故防止の再徹底について

広報テーマ

8 月		9 月	
① 防災訓練への参加の呼び掛け	防災課	① 9月9日は救急の日	救急企画室
② 地震に対する日常の備え	防災課	② 住宅防火防災キャンペーン	予防課
③ 危険物施設等における事故防止	危険物保安室	③ 事業所に対する消防団活動への理解と協力の呼び掛け	地域防災室
④ 電気器具の安全な取扱い	予防課		

9月1日は防災の日 みんなで防災訓練へ!

防災課

我が国では、毎年のように地震や台風等の自然災害が発生し、更に近年では局地的大雨や土砂災害、河川の氾濫等による被害も多発しています。

今年7月には、梅雨前線及び台風第3号に伴う大雨により、全国各地で被害が発生し、死者37名、行方不明者6名、負傷者28名となり、特に九州北部地方では大変な被害となりました（平成29年7月27日現在）。

また、平成28年4月に発生した熊本地震では、死者239名（災害弔慰金法に基づき災害が原因で死亡が認められたもの及び6月19日から6月25日に発生した豪雨

による被害のうち熊本地震との関連が認められた死者数を含む）、負傷者2,780名に加え、住家被害も20万棟を超える甚大な被害となりました（平成29年7月14日現在）。また、近い将来には、首都直下地震や南海トラフ巨大地震が発生する切迫性も指摘されています。

さらには、火山噴火等による被害も発生しており、平成26年9月に長野県御嶽山で発生した火山災害では死者58名、行方不明者5名の被害が生じ、翌年の平成27年5月にも口之永良部島で噴火が発生しました。

防災訓練に参加して習得しよう!

<消火器の使用方法>

消火器は初期消火に有効です。
正しい使用方法を覚えましょう!



<安否情報の確認方法>

例えば『災害伝言ダイヤル171』
毎月1、15日や防災週間などで体験利用できるので使い方を確認しましょう!



<応急救護の方法>

応急救護の方法について学びましょう!

消防署等で行われる救命講習会では軽いけがの処置を始めAEDを使用した心肺蘇生法について習得できます。



<地域住民等で協力して行う救出方法を学ぶ>

大規模災害時には、119番通報が殺到し、消防車や救急車がすぐに現場に向かえない場合も多々あります。地域のみinnで協力し合って救出できるようにしましょう!



自然災害に対し、被害を最小限に抑えるためには、国民一人ひとりが正しい知識を身に付け、いざというときに落ち着いて的確な対処行動をとることが重要になります。災害に対する備えは、日頃の防災意識や防災訓練の体験によって培われますので、そのためにも、各地方公共団体、企業、地域コミュニティ等で行われる防災訓練に積極的に参加することが望まれます。

防災訓練では、情報の収集伝達、避難・誘導、初期消火、応急救護、地震体験等、実践的な対応を経験することにより、一人ひとりが災害発生時の対応策を身に付け

ることができます。

国や地方公共団体では、毎年9月1日の「防災の日」や8月30日から9月5日までの「防災週間」、11月5日の「津波防災の日」を中心に防災訓練が行われますので、積極的に参加し、「いざ」という時に対応できる力を身に付けましょう。

問い合わせ先

消防庁国民保護・防災部 防災課 中野
TEL: 03-5253-7525



危険物施設等における事故防止について

危険物保安室

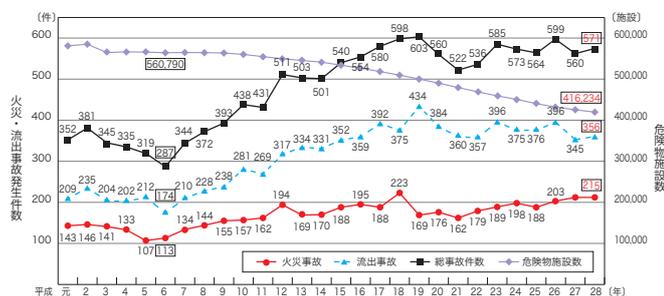
1 はじめに

近年、危険物施設数は減少しているにも関わらず、危険物施設に係る火災・流出事故件数は、依然として高い水準で推移しています。

これら危険物施設等における事故防止対策については、消防庁主催の学識経験者、関係業界団体、消防本部等で構成された「危険物等事故防止対策情報連絡会（以下「連絡会」という。）で決定した「危険物等に係る事故防止対策の推進について」に基づき、毎年度「危険物等事故防止対策実施要領」を策定し、関係機関が一体となった事故防止対策を推進しているところです。

ここでは、これらの内容を中心に、消防庁における危険物事故防止対策について紹介します。

図 危険物施設における火災・流出事故発生件数及び危険物施設数の推移



※事故発生件数の年別の傾向を把握するために、東日本大震災その他震度6弱以上（平成8年9月以前は震度6以上）の地震により発生した件数を除いています。

2 事故防止対策の目標等

「危険物等に係る重大事故（注1）の発生を防止すること」を事故防止対策の目標とします。

消防庁においては、重大事故を含む様々な事故の原因を掘り下げるための詳細分析や現地調査を行うことにより、教訓や予防策を明らかにするとともに、重大事故発生件数の推移等からその効果を検証していくこととします。また、軽微な事故が多数発生するうちに重大事故も発生するという考え方（ハインリッヒの法則）を踏まえ、軽微な事故（注2）の発生を防止する方策についても検討していきます。

関係団体・企業等においては、業態・実態に応じた事故防止対策を推進することとし、重大事故が発生していない場合であっても、軽微な事故の発生を防止する方策の検討等を実施することとしています。

（注1）1つ以上の深刻度評価指標（平成28年11月2日付け消防危第203号通知）で深刻度レベル1に該当する事故

（注2）全ての深刻度評価指標で深刻度レベル4に該当する事故

3 平成29年度の消防庁の取組

平成29年度危険物等事故防止対策実施要領における消防庁の取組内容は次のとおりです。

○ 都道府県別の重大事故等に係る統計、消防庁で把握した事事例・良好事例を、都道府県及び消防本部に広く周知することにより、都道府県及び消防本部の事故防止に係る取組の活性化を促します。

○ 重大事故の発生を防止するため、重大事故や重大事故に至る可能性のあった事故の背景・原因を掘り下げるための詳細分析を行い、重大事故防止のための教訓及び予防策を検討します。

○ 危険物等事故防止ブロック連絡会議※において、都道府県、政令市消防本部及び同会議に参加する消防本部から、事故発生状況や危険物施設の業態・態様を踏まえた事故防止に係る取組について報告してもらうこととし、良好事例等を広く情報共有します。

※ 今年度は秋田県、茨城県、福井県、滋賀県、山口県、宮崎県の6箇所で開催します。

○ 消防庁、厚生労働省、経済産業省が一体となり石油コンビナート等における災害防止に向けた取組を進めるため、石油コンビナート等災害防止3省連絡会議（以下「3省連絡会議」という。）による関係省庁との連携を図ります。

4 おわりに

今後も、連絡会や3省連絡会議等を通して、一層の事故防止対策の推進に努めて参ります。本内容の詳細については、当庁のホームページに掲載しておりますので、御参照ください。

また、「危険物等事故防止ブロック連絡会議の開催について」（平成29年7月12日付け消防危第153号）によりお知らせしているところですが、事故防止に係る情報及び問題意識の共有のため、各消防本部におかれましては、10月から順次開催する危険物等事故防止ブロック連絡会議への積極的な参加に御配慮をお願いします。

<危険物等に係る事故防止対策の推進について（通知）>
http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi2903/pdf/290324_ki67.pdf

問い合わせ先

消防庁危険物保安室 山本、高野
 TEL: 03-5253-7524

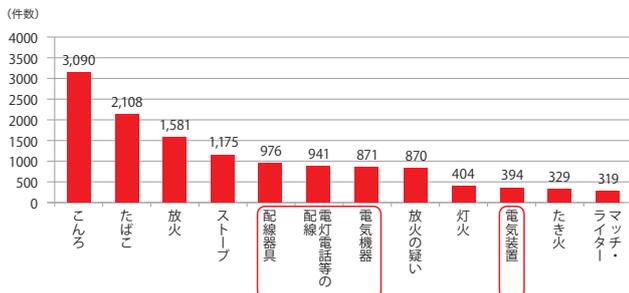


電気器具の安全な取扱い

予防課

電気器具は便利なものですが、使用者の取扱いの不注意や誤った使用方法から火災となる場合があります。

建物火災における主な出火原因



平成28年中の建物火災の件数は、2万991件となっており、そのうち電気器具（配線器具、電灯電話等の配線、電気機器、電気装置）に起因する火災件数は3,182件で建物火災全体の15%を占めています。

電気器具を使用する際には、次のことに注意しましょう。

1 電気器具の点検の実施

扇風機や電気ストーブなどの季節を限定して使用する電気器具は、毎年使用する前に必ず点検をしましょう。

また、使用中に普段と違った音や動きに気付いたときは、すぐに使用を止め、コンセントから差込プラグを抜いて、専門の業者に点検をしてもらいましょう。

2 電気器具の正しい使用

電気器具を本来の用途以外に使用した場合、器具に負荷がかかり、過熱し火災の原因になることがあります。使用に際しては、取扱説明書をよく読み、その機能を十分に理解し正しく使用しましょう。

また、アイロンやヘアードライヤーなどは、スイッチを切り忘れたまま放置しておくこと火災の原因となります。使用しないときは、器具のスイッチを切るだけでなく差込プラグをコンセントから抜いておきましょう。



使用後はすぐにスイッチを切りプラグをコンセントから抜く習慣をつけましょう。

3 電気配線等からの出火防止

家電製品やOA機器の普及により、数多くの電気器具を

使用するようになりました。

このため、使用する電気器具に対しコンセントが不足し、たこ足配線になりがちです。コンセントの電気の許容量を超えて電気器具を使用するとコンセントが過熱し、火災の原因となるので、たこ足配線は絶対にやめましょう。

また、差込プラグにほこり等が付着したまま長い間コンセントに差し込んだ状態にしておくことにより、差込プラグの両刃間に電気が流れ、ショートして火災になることがあります（トラッキング火災）。

付着したほこりなどを取り除き、外出時や就寝時はもとより器具を使用しない時には、差込プラグを抜くようにしましょう。

さらに、傷ついたコードを使用したり、束ねた状態や重い荷物が乗った状態で使用すると、その部分に負荷がかかり、断線して出火する可能性がありますので、大変危険です。

傷ついたコードは早めに交換し、重い物を乗せたり、束ねた状態での使用はやめましょう。



たこ足配線はやめましょう！



コードを束ねて使うのはやめましょう。

【注意事項】

1. 使用しないときには、**コンセント**から抜く。
2. **たこ足配線**は、絶対にやらない。
3. **差込プラグ**に付着した**ほこり**などは取り除く。
4. **傷んだコード**は使用しない。
5. コードは**束ねた状態**で使用しない。

問い合わせ先

消防庁予防課
TEL: 03-5253-7523



第65回全国消防技術者会議の開催について

消防研究センター

消防研究センターでは、全国の消防技術者が消防防災の科学技術に関する調査研究、技術開発等の成果を発表するとともに、聴講者と討論を行う「全国消防技術者会議」を毎年開催しております。本会議では、消防関係者による一般発表に加え、平成29年度消防防災科学技術

賞の表彰式および受賞者による口頭発表・展示発表、さらに、消防研究センターにおける研究成果等を発表する「第21回消防防災研究講演会」も合わせて実施します。皆様の御参加をお待ちしております。

記

1	開催日	第1日 平成29年11月29日(水) 第2日 平成29年11月30日(木)
2	場所	ニッショーホール(日本消防会館) 東京都港区虎ノ門2-9-16
3	定員	両日とも650人(参加費無料)
4	内容	<p>【11月29日(水)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●特別講演 講師：西成 活裕 氏(東京大学先端科学技術研究センター教授) 演題：「渋滞・群衆運動のメカニズムと対策」(仮) ●平成29年度消防防災科学技術賞表彰作品の発表・表彰式 <p>【11月30日(木)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●消防関係者による一般発表 ●第21回消防防災研究講演会 テーマ：「2016年糸魚川市大規模火災」 内容：2016年12月22日に糸魚川駅の北側で大規模市街地火災が発生した。被災した地域は、昔ながらの町並みを保存し観光資源としていた地域で、古くからの木造の建物が多く存在していた。消火活動は出火から鎮火まで30時間以上を要し、焼損面積は30,412㎡に及んだ。この火災は、1976年10月29日に発生した酒田大火(山形県酒田市)以来の通常時大規模市街地火災となった。 多くの応援部隊が駆け付けて消火活動を実施したが、南からの強風に煽られた火勢は海岸線の道路まで到達し、147棟が焼損した。建物や市街地の防火性能の向上や消防力の充実により、通常時に大規模な市街地火災は起きないのではないかと言われていたが、いくつかの条件が重なり大規模市街地火災となった。 消防研究センターでは、鎮火後現地に研究員が入り、延焼拡大の状況、飛び火による被害の把握、煙の状況、被災街区の建物構造などについて調査を実施した。また、消防庁では、今回の大規模市街地火災を受けて「糸魚川市大規模火災を踏まえた今後の消防のあり方に関する検討会」を開催し、問題点の抽出や今後の対応について検討した。今回の講演会では、糸魚川市大規模火災の被害の状況や被災街区の建物構造、飛び火による被害の状況、被災現場での風の状況、消防隊や消防団による実際の消火活動、延焼シミュレーションによる市街地火災の拡大予測と消防活動の効果、大規模市街地火災に対する今後の消防の取り組み方について講演を行う。
5	プログラム	消防研究センターのホームページ(http://nrifd.fdma.go.jp/)を御覧ください(「イベント情報」欄の「【技術】第65回全国消防技術者会議」のリンクをクリック)。逐次詳細なものに更新します。
6	参加申込み方法	消防研究センターのホームページから、申込専用サイトにアクセスし、必要事項を入力してください。申込みを取り消す場合又は申込み内容を変更する場合にも、このサイトを御利用ください。 なお、上記の方法が難しい場合は、下記にお問い合わせください。
7	参加申込み期間	8月14日(月)から11月23日(木)まで (但し、各日定員になり次第締め切ります。)
8	問い合わせ先	消防研究センター 研究企画室 〒182-8508 東京都調布市深大寺東町4-35-3 TEL:0422-44-8331 FAX:0422-44-8440 E-mail: 65_gijutsusha@fri.go.jp

消防でみつける、わたしの生き方。



大分県大分市消防局



青森県下北地域広域行政事務組合消防本部



三重県伊勢市消防本部

地域と共に。全国消防本部で女性消防吏員採用中。

女子学生向け消防職業体験
1dayインターンシップ

イベントの詳細やご予約については下記URLをご確認ください。

女性消防吏員の活躍推進のためのポータルサイト
http://www.fdma.go.jp/josei_shokuin/



女性消防 採用

 **総務省消防庁**
Fire and Disaster Management Agency

FDMA女性活躍Facebookページ

